

豊田市中央図書館運営基本方針

(資 料 編)

平成 27 年 1 月

豊田市中央図書館

目次

1	図書館法	・	・	・	1
2	子どもの読書活動の推進に関する法律	・	・	・	6
3	図書館の設置及び運営上の望ましい基準	・	・	・	7
4	豊田市中央図書館条例	・	・	・	10
5	第7次豊田市総合計画・後期実践計画	・	・	・	11
6	第2次豊田市教育行政計画	・	・	・	12
7	図書館に関する市民アンケート集計	・	・	・	13
8	豊田市中央図書館利用者アンケート集計	・	・	・	31
9	ボランティア意見交換会での意見	・	・	・	38
10	先進事例	・	・	・	40
11	中核市における豊田市中央図書館の順位	・	・	・	47
12	中核市図書館貸出点数及び年間利用者数の推移	・	・	・	48
13	豊田市中央図書館の基礎的データの推移	・	・	・	50
14	豊田市中央図書館の運営体制及び特徴	・	・	・	51
15	年代別貸出冊数・人口の推移	・	・	・	52

(資料 1)

図書館法（昭和 25 年 4 月 30 日法律第 118 号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）
- 第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）
- 附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、

協力すること。

（司書及び司書補）

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主任、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行なうよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければな

らない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国印刷局の刊行物を二部提供するものとする。
2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。
2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項についてでは、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。
2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。
2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 図書館令(昭和八年勅令第百七十五号)、公立図書館職員令(昭和八年勅令第百七十六号)及び公立図書館司書検定試験規程(昭和十一年文部省令第十八号)は、廃止する。

3 この法律施行の際、現に都道府県又は五大市の設置する図書館の館長である者及び五大市以外の市の設置する図書館の館長である者は、第十三条第三項の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ都道府県若しくは五大市の設置する図書館の館長又は五大市以外の市の設置する図書館の館長となる資格を有するものとする。

4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四条若しくは第五条の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は学校に附属する図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に從事する職員(大学以外の学校に附属する図書館の職員にあつては、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条に規定する普通免許状若しくは仮免許状を有する者又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)第一条の規定により普通免許状若しくは仮免許状を有するものとみなされる者に限る。)は、第五条の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。

5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職務に相当する職務に從事する職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となつたものとする。

6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有す

る者は、この法律施行後五年間に第六条の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後五年を経過した日以後においても、第五条の規定にかかるわらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項の規定により司書補となる資格を有する者（大学を卒業した者を除く。）が司書の講習を受けた場合においては、第五条第一項第三号の規定の適用があるものとする。

- 7 旧図書館職員養成所を卒業した者は、第五条の規定にかかるわらず、司書となる資格を有するものとする。
- 8 旧国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六条の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五条の規定にかかるわらず、司書となる資格を有するものとする。
- 9 教育委員会は、この法律施行後三年間に限り、公立図書館の館長となる資格を有する者が得られないときは、図書館に関し学識経験のある者のうちから、館長を任命することができる。但し、その者は、当該期間内に公立図書館の館長となる資格が得られない限り、この法律施行後三年を経過した日以後は、館長として在任することができない。
- 10 第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含み、第五条第二項第二号に規定する学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令若しくは旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科若しくは青年学校本科又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者を含むものとする。
- 11 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）施行の際官吏であつたものは、別に辞令を発せられない限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとする。
- 12 この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでの間、第七条、第八条、第十三条第一項、第十五条、第十八条及び附則第九項中「市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会」、「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。
- 13 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。
〔次のように略〕

附 則 [昭和二七年六月一二日法律第一八五号]

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 [昭和二七年七月三一日法律第二七〇号抄]

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。〔後略〕

附 則 [昭和二七年八月一四日法律第三〇五号抄]

〔施行期日〕

- 1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第

二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔昭和二八年一月政令八号により、昭和二八・二・一三から施行〕

附 則 [昭和三一年六月一二日法律第一四八号]

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日〔昭和三一年九月一日〕から施行する。
- 2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に關し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則 [昭和三一年六月三〇日法律第一六三号抄]
〔施行期日〕

- 1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。〔後略〕

附 則 [昭和三四年四月三〇日法律第一五八号抄]
〔施行期日〕

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 [昭和三六年六月一七日法律第一四五号]

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日〔昭和三六年六月一七日〕から施行する。〔後略〕

附 則 [昭和三七年五月一五日法律第一三三号抄]
〔施行期日〕

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 [昭和四〇年三月三一日法律第一五号抄]

- 1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則 [昭和四二年八月一日法律第一二〇号抄]
〔施行期日〕

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 [昭和六〇年七月一二日法律第九〇号抄]
〔施行期日〕

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則 [平成一〇年六月一二日法律第一〇一号抄]
〔施行期日〕

- 第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則 [平成一一年七月一六日法律第八七号抄]
〔施行期日〕

- 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二～六 〔略〕

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に

規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の

適用に関して必要な事項は、政令で定める。

〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [前略] 第千三百四十四条の規定 公布の日

二 [略]

附 則〔平成一四年五月一〇日法律第四一号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、〔中略〕附則〔中略〕第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二条 附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第十条、第十二条、第十五条から第十七条まで及び第十九条に定めるもののほか、印刷局の設立に伴い必要な経

過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号
外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律=平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一二月一日〕から施行する。

〔後略〕

附 則〔平成一九年六月二七日法律第九六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一九年一二月政令三六二号により、平成一九・一二・二六から施行〕

附 則〔平成二〇年六月一一日法律第五九号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中図書館法第五条第一項第二号を削る改正規定及び同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として一号を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(図書館法の一部改正に伴う経過措置)

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に第二条の規定による改正前の図書館法第五条第一項第二号に規定する図書館に関する科目のすべてを履修した者の司書となる資格については、なお従前の例による。

4 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前から引き続き大学に在学し、当該大学において図書館に関する科目を履修する者の司書となる資格に關し必要な経過措置は、文部科学省令で定める。

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕第十七条から第十九条まで〔中略〕の規定

平成二十四年四月一日

三～六 〔略〕

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(資料2)

子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ど

も読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一條 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(資料3)

図書館の設置及び運営上の望ましい基準(抜粋)

(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)

目次

第一 総則	等の図書館サービスの実施に努めなければならない。
一 趣旨	
二 設置の基本	
三 運営の基本	
四 連携・協力	
五 著作権等の権利の保護	
六 危機管理	
第二 公立図書館	
一 市町村立図書館	
1 管理運営	
(一) 基本的運営方針及び事業計画	
(二) 運営の状況に関する点検及び評価等	
(三) 広報活動及び情報公開	
(四) 開館日時等	
(五) 図書館協議会	
(六) 施設・設備	
2 図書館資料	
(一) 図書館資料の収集等	
(二) 図書館資料の組織化	
3 図書館サービス	
(一) 貸出サービス等	
(二) 情報サービス	
(三) 地域の課題に対応したサービス	
(四) 利用者に対応したサービス	
(五) 多様な学習機会の提供	
(六) ボランティア活動等の促進	
4 職員	
(一) 職員の配置等	
(二) 職員の研修	
二 都道府県立図書館	
1 域内の図書館への支援	
2 施設・設備	
3 調査研究	
4 図書館資料	
5 職員	
6 準用	
第三 私立図書館	
一 管理運営	
1 運営の状況に関する点検及び評価等	
2 広報活動及び情報公開	
3 開館日時	
4 施設・設備	
二 図書館資料	
三 図書館サービス	
四 職員	

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項

二 設置の基本

- 1 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館(法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館(法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。)は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るために、資料や情報の相互利用など

の他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るために、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、（一）の2の目標及び事業計画の達成状況等に關し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行いうよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用

により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共に多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

- 1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる

資格を有する者を任命することが望ましい。

- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び待遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るために、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るために、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るために、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

(省略)

第三 私立図書館

(省略)

(資料4)

豊田市中央図書館条例(昭和40年12月23日条例第45号)

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、豊田市中央図書館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、豊田市中央図書館(以下「図書館」という。)を豊田市西町1丁目200番地に設置する。

2 図書館に分館として、豊田市こども図書室を豊田市高橋町3丁目100番地1に設置する。

(事業)

第3条 図書館(豊田市こども図書室を含む。以下同じ。)においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料(法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)を収集し、利用者に供すること。
- (2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- (3) 図書館資料を周知し、及びその利用のための相談に応ずること。
- (4) 他の図書館及び社会教育施設と協力すること。
- (5) 読書会、研究会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- (6) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (7) その他教育委員会が必要と認めた事業

(図書館協議会)

第4条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に豊田市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 小学校、中学校及び高等学校の校長
 - (2) 幼稚園及び保育所の園長
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 図書館において市民活動を行う団体の代表者
 - (5) 公募による市民(市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。)
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(入館の制限等)

第5条 教育委員会は、図書館内の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認めた者に対して、入館を制限し、又は退館を命ずることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

豊田市立図書館設置条例(昭和29年条例第20号)

豊田市立図書館協議会条例(昭和29年条例第29号)

附 則(平成4年7月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年12月24日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第11号)

この条例は、平成10年11月3日から施行する。

附 則(平成19年12月26日条例第107号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第13号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(資料 5)

第7次豊田市総合計画（新とよたプラン21）後期実践計画

（平成25年3月）

「第7次豊田市総合計画（新とよたプラン21）後期実践計画」では、「Ⅲ基本構想」において次のように示している。

第7次豊田市総合計画 基本構想編 III 基本構想 3 豊田市の将来の姿（要約）

（1）将来都市像

豊田市の将来都市像を「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた」とし、キーワードとして「市民が生き生きと活動し、市民と行政のパートナーシップによる地域力」、「自動車産業を基軸とした更なる成長」、「環境の世紀」を掲げている。

（2）めざすべき姿

めざすべき姿としては、市民、地域、都市のそれぞれに次の姿を明らかにしている。

市民：生涯を安心して生き生きと暮らせる市民

地域：共働による個性豊かな地域

都市：水と緑につつまれたものづくり・環境先進都市

（3）重点テーマ

重点テーマとして5つのテーマを掲げ、合わせて14の小項目をあげている。

■安全・安心のまちづくり

- ・暮らしの安全の確立
- ・自立、支え合いによる安心な暮らしの創出

■人材育成と多様な能力の活用

- ・人間力の育成
- ・生涯を通して学び、個性や能力を発揮できる環境の整備

■都市と農山村の共生

- ・豊かな自然環境の保全・活用と良好な水循環の形成
- ・都市と農山村の交流機会の拡大
- ・過疎・山村地域における定住・交流人口の確保
- ・地域力を高める

■ものづくり基盤の更なる強化

- ・産業活性化を促すまちづくり
- ・労働力人口の確保と産業を支える人づくり

■環境に配慮した快適で魅力ある都市づくり

- ・集約型の都市づくり
- ・世界に開かれた都市づくり
- ・人と環境にやさしい先進交通の都市づくり
- ・人と自然を元氣にする環境先進都市づくり

(資料 6)

第 2 次 豊田市教育行政計画 (平成 25 年 3 月)

第 2 次 豊田市教育行政計画では、基本理念を「多様な市民一人ひとりが自ら学び、人と地域が共に育ち合う教育の実現」とし、「地域ぐるみ」をキーワードに 11 の重点テーマを掲げ、施策体系として 5 つの分野にそれぞれ目標を定めている。

重点テーマ

学校・行政

- ① 地域力を生かした学校支援の推進
- ② 学校教育の更なる充実
- ③ 学校経営力の向上

家庭

- ④ 学びのつながりを重視した教育の推進
- ⑤ 環境・防災の教育と機能強化の推進
- ⑥ 家庭教育力の向上
- ⑦ 青少年に対する支援体制の強化

地域住民

- ⑧ ものづくり事業の更なる展開
- ⑨ 文化芸術に係る人材育成と活用
- ⑩ 市民力を生かした郷土愛の育成
- ⑪ 市民のスポーツ活動への支援

基本目標

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| 1 学校教育分野 | ⇒ 「生き抜く力」を育む学校教育の実現 |
| 2 生涯学習・次世代育成分野 | ⇒ 市民が生涯を通じて育ち合う環境づくり |
| 3 文化芸術・文化財分野 | ⇒ 創造的な文化芸術活動の推進と
郷土の歴史や文化財の保存・継承 |
| 4 生涯スポーツ分野 | ⇒ 市民が生涯を通じてスポーツに親しみ、
楽しめる社会の実現 |
| 5 教育行政事務分野 | ⇒ 市民に信頼される教育行政の実現 |

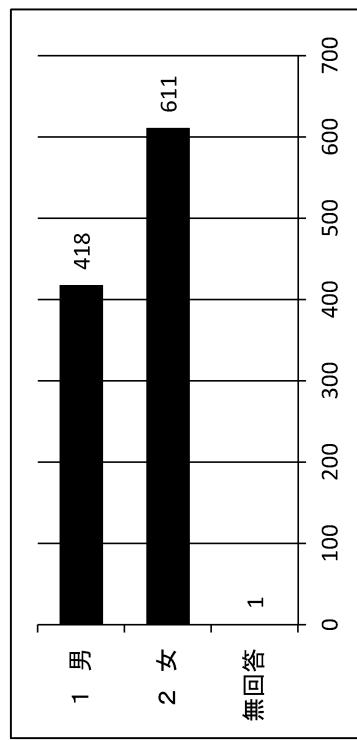
(資料7) 図書館に関する市民アンケート集計

実施日 H26.7.1～7.21
実施方法 郵送による配付・回収

配付数	3,000
回収数	1,030
回収率	34.3%

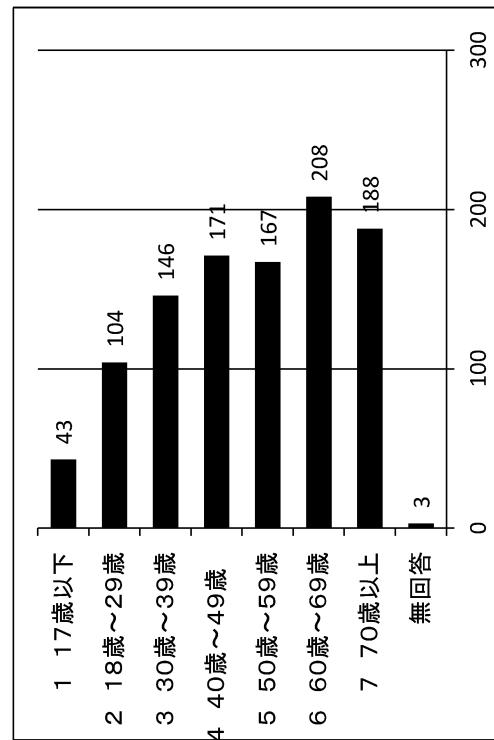
ご自身についてお聞きします。
Q1:あなたの性別を教えてください。

1 男	418	40.6%
2 女	611	59.3%
無回答	1	0.1%
合計	1030	100.0%

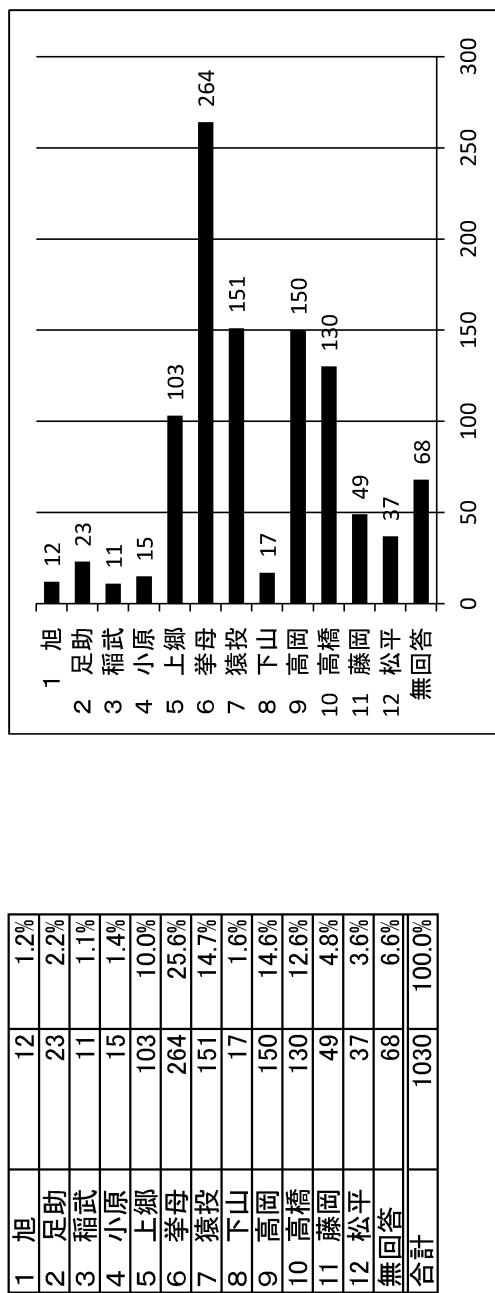


Q2:あなたの年齢を教えてください。

1 17歳以下	43	4.2%
2 18歳～29歳	104	10.1%
3 30歳～39歳	146	14.2%
4 40歳～49歳	171	16.6%
5 50歳～59歳	167	16.2%
6 60歳～69歳	203	20.2%
7 70歳以上	188	18.3%
無回答	3	0.3%
合計	1030	100.0%

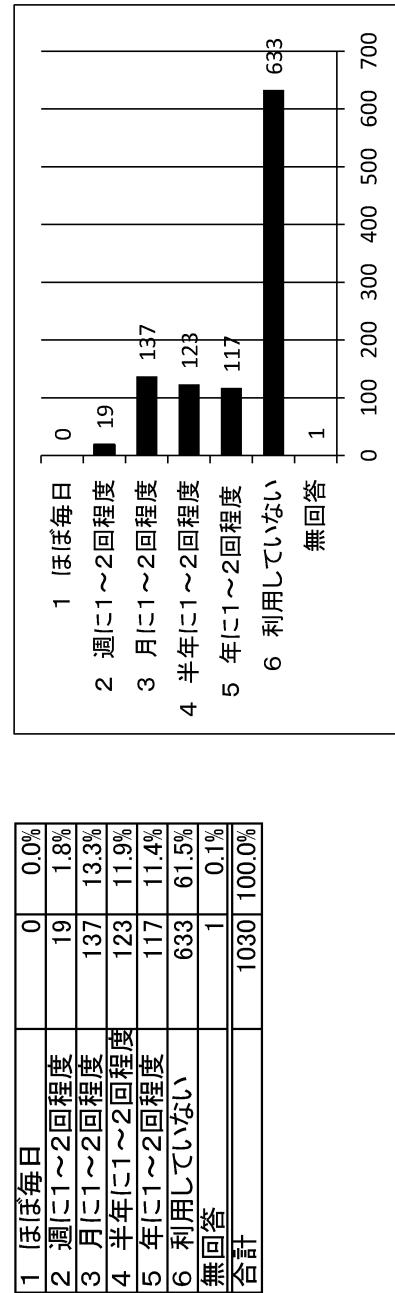


Q3: あなたがお住まいの地区を教えてください。



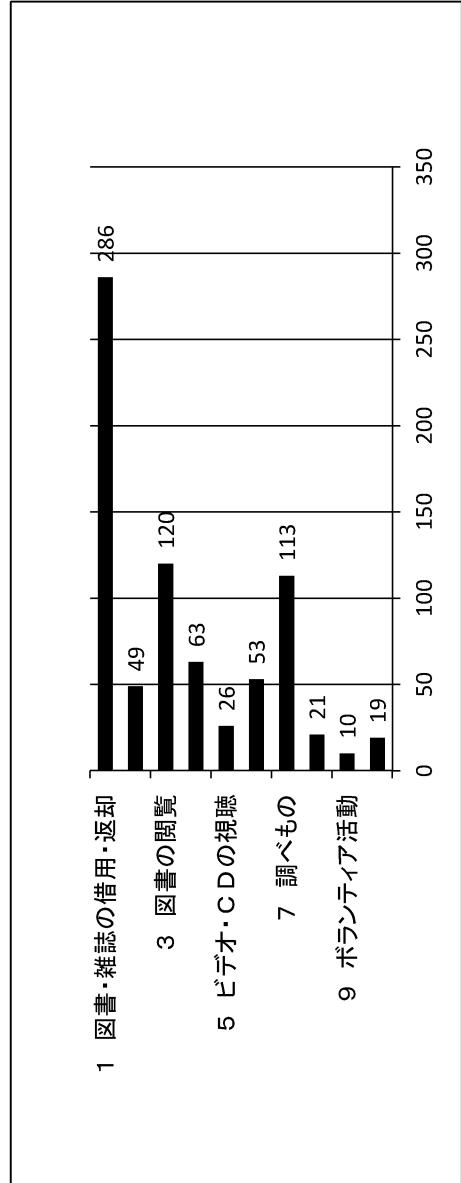
豊田市駅前の豊田参合館内にある中央図書館についてお聞きします。

Q4: あなたは、この1年間に、中央図書館（コミュニティセンター・交流館図書室は除く。）をどの程度利用しましたか。次のの中から近いものを1つ選んでください。



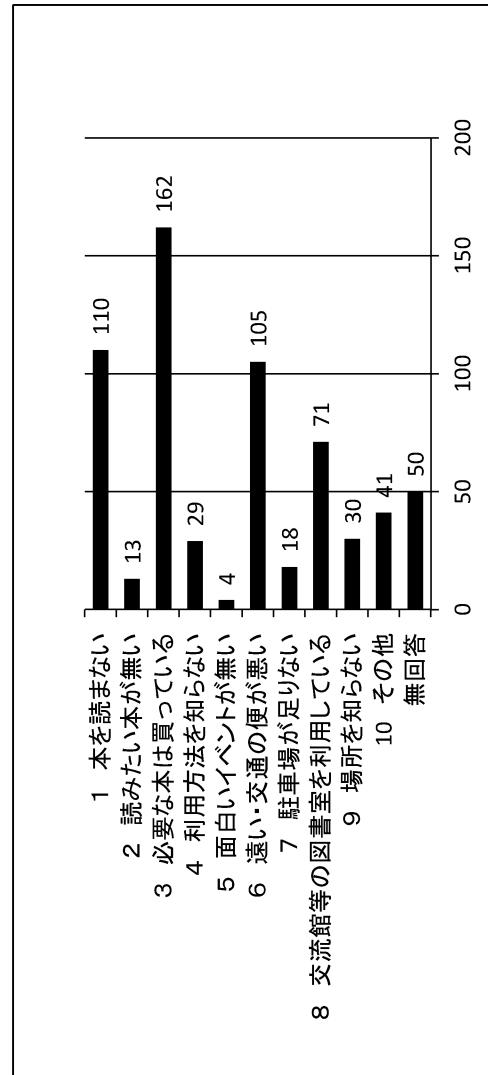
Q5: Q4で1～5と答えた方にお聞きします。あなたが中央図書館を利用する主な目的は何ですか。次の中から3つまで選んでください。(複数回答可)

1 図書・雑誌の借用・返却	286	72.2%
2 CDの借用・返却	49	12.4%
3 図書の閲覧	120	30.3%
4 新聞・雑誌の閲覧	63	15.9%
5 ビデオ・CDの視聴	26	6.6%
6 学習	53	13.4%
7 調べもの	113	28.5%
8 イベント、講演会等への参加	21	5.3%
9 ボランティア活動	10	2.5%
10 その他	19	4.8%
回答者合計	396	191.9%



Q6: Q4で6と答えた方にお聞きします。あなたが中央図書館を利用しない理由は何ですか。次の中から主に当てはまるものを1つ選んでください。

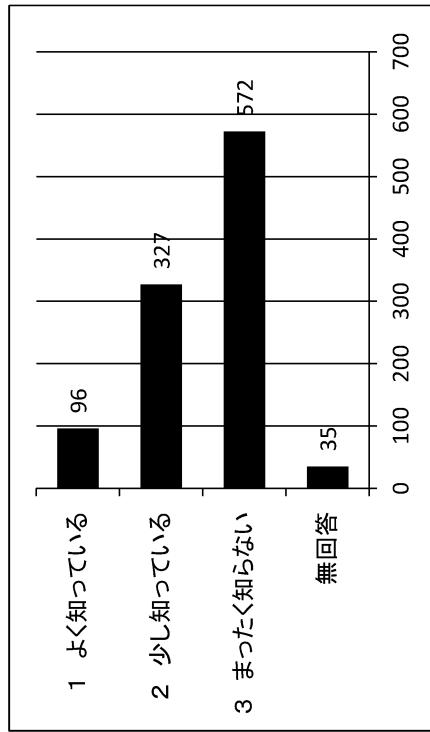
1 本を読まない	110	17.4%
2 読みたくない本が無い	13	2.1%
3 必要な本は買っている	162	25.6%
4 利用方法を知らない	29	4.6%
5 面白いペントが無い	4	0.6%
6 遠い・交通の便が悪い	105	16.6%
7 駐車場が足りない	18	2.8%
8 交流館等の図書室を利用している	71	11.2%
9 場所を知らない	30	4.7%
10 その他	41	6.5%
無回答	50	7.9%
合計	633	100.0%



*「その他」では、多くの方が「時間がない」と記入している。

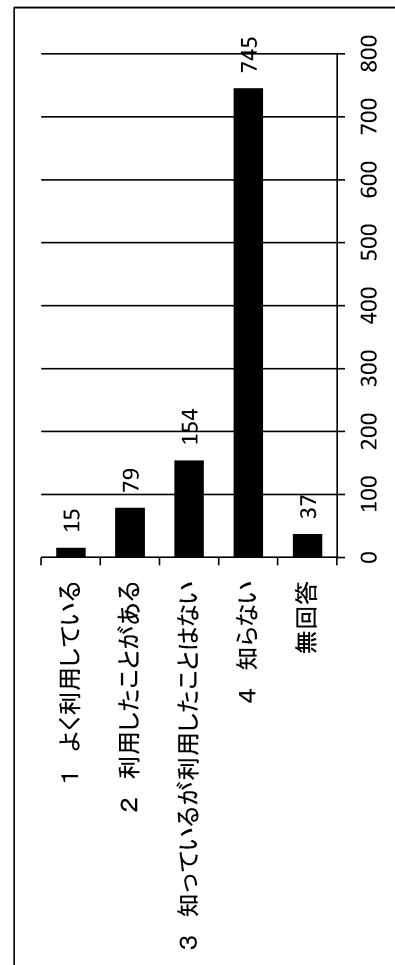
Q7:すべての方にお聞きします。あなたたちは、中央図書館には、蔵書が約110万点あり、自動車資料や英文多読資料などの特徴のある資料も充実していることについてご存知ですか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1 よく知っている	96	9.3%
2 少し知っている	327	31.8%
3 まったく知らない	572	55.5%
無回答	35	3.4%
合計	1030	100.0%



Q8:すべての方にお聞きします。あなたたちは、中央図書館では利用者の調べものに対して、図書館の資料やデータベースなどを使って調査のお手伝いをするレンタルサービスを行っていますか。また、レンタルサービスを利用したことありますか。あてはまるものを1つ選んでください。

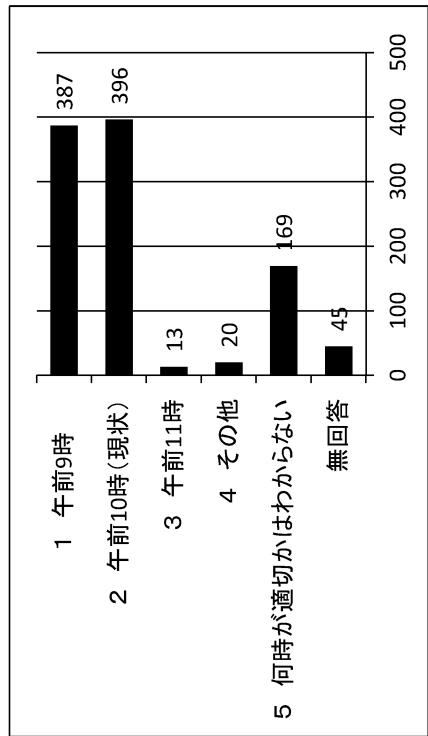
1 よく利用している	15	1.5%
2 利用したことがある	79	7.7%
3 知っているが利用したことない	154	14.9%
4 知らない	745	72.3%
無回答	37	3.6%
合計	1030	100.0%



Q9:すべての方にお聞きします。あなたは、中央図書館の開館時間は何時が適切だと思しますか。平日と土日祝日についてそれぞれあてはまるものを1つ選んでください。

【平日】	
1 午前9時	387 37.6%
2 午前10時(現状)	396 38.4%
3 午前11時	13 1.3%
4 その他	20 1.9%
5 何時が適切かはわかららない	169 16.4%
無回答	45 4.4%
合計	1030 100.0%

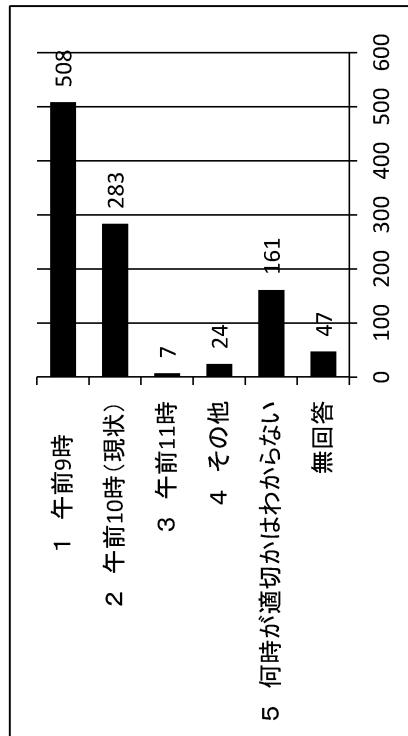
*「その他」で、「午前8時」が3名あった。



- 17 -

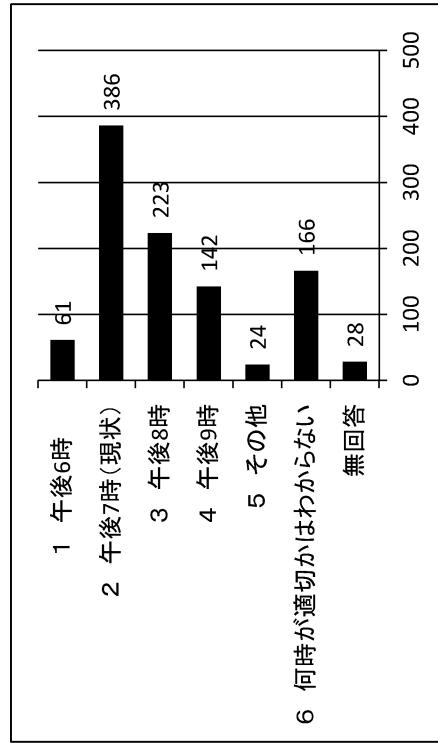
【土日祝日】	
1 午前9時	508 49.3%
2 午前10時(現状)	283 27.5%
3 午前11時	7 0.7%
4 その他	24 2.3%
5 何時が適切かはわかららない	161 15.6%
無回答	47 4.6%
合計	1030 100.0%

*「その他」で、「午前6時」が1名、「午前8時」が2名あった。



Q10:すべての方にお聞きします。あなたは、中央図書館の閉館時間は何時が適切だと思いますか。平日と土日祝日についてそれあてはまるものを1つ選んでください。

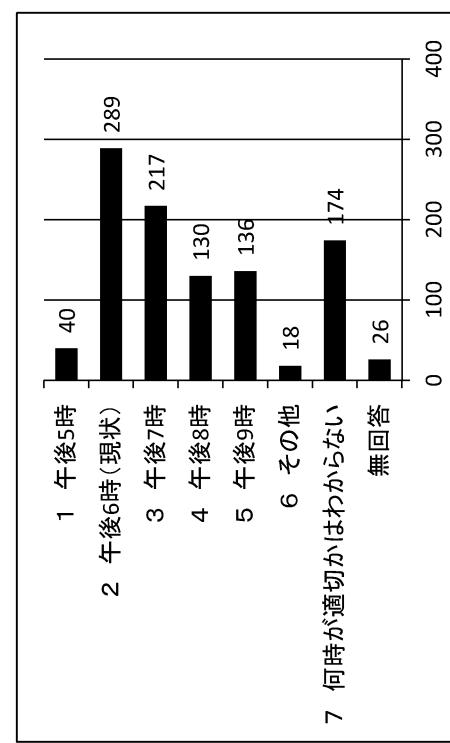
【平日】		
1 午後6時	61	5.9%
2 午後7時(現状)	386	37.5%
3 午後8時	223	21.7%
4 午後9時	142	13.8%
5 その他	24	2.3%
6 何時が適切かはわからぬい	166	16.1%
無回答	28	2.7%
合計	1030	100.0%



*「その他」で「午後5時」が1名、「午後10時」が3名、「午後11時」が2名あった。

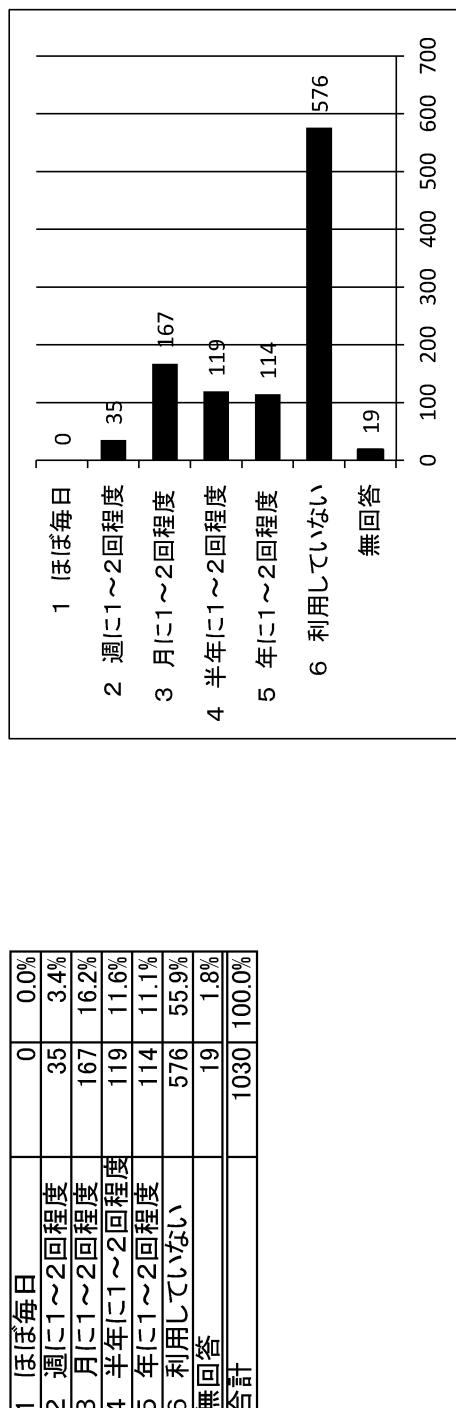
【土日祝日】		
1 午後5時	40	3.9%
2 午後6時(現状)	289	28.1%
3 午後7時	217	21.1%
4 午後8時	130	12.6%
5 午後9時	136	13.2%
6 その他	18	1.7%
7 何時が適切かはわからぬい	174	16.9%
無回答	26	2.5%
合計	1030	100.0%

*「その他」で「午後10時」が3名、「午後11時」が1名あった。

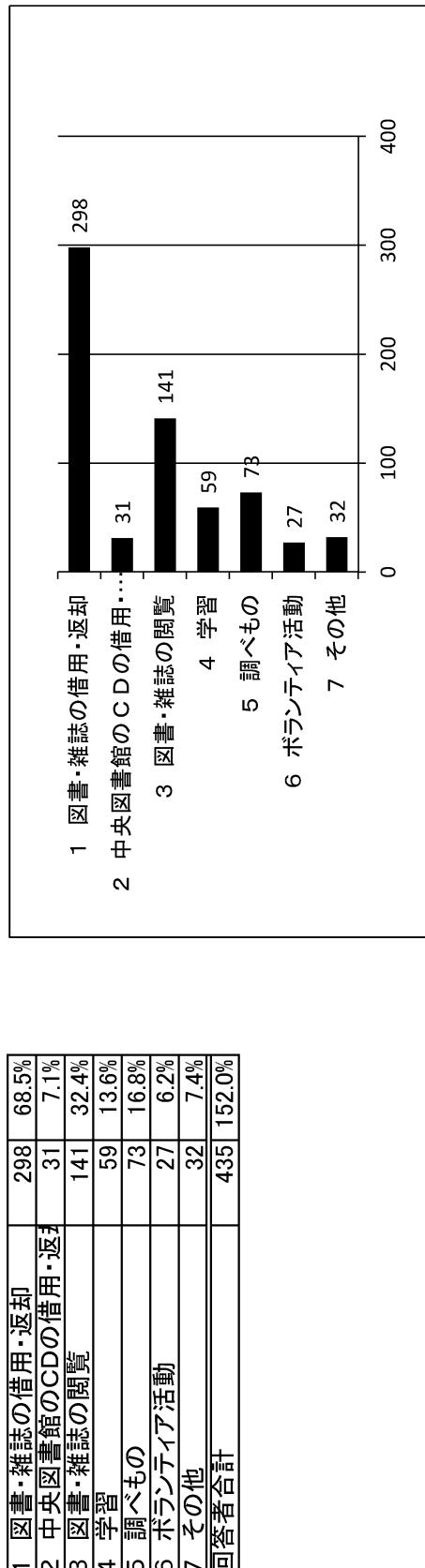


ここからはコミュニティセンター及び交流館の図書室についてお聞きます。

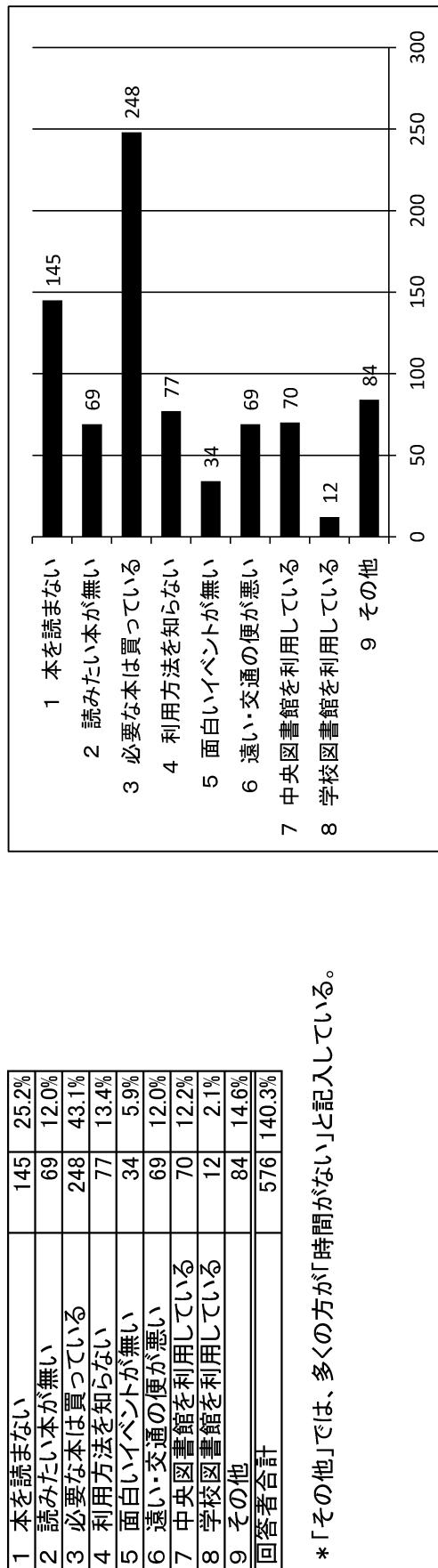
Q11:あなたは、この1年間に、コミュニティセンター・交流館図書室をどの程度利用しましたか。次の申から近いものを1つ選んでください。



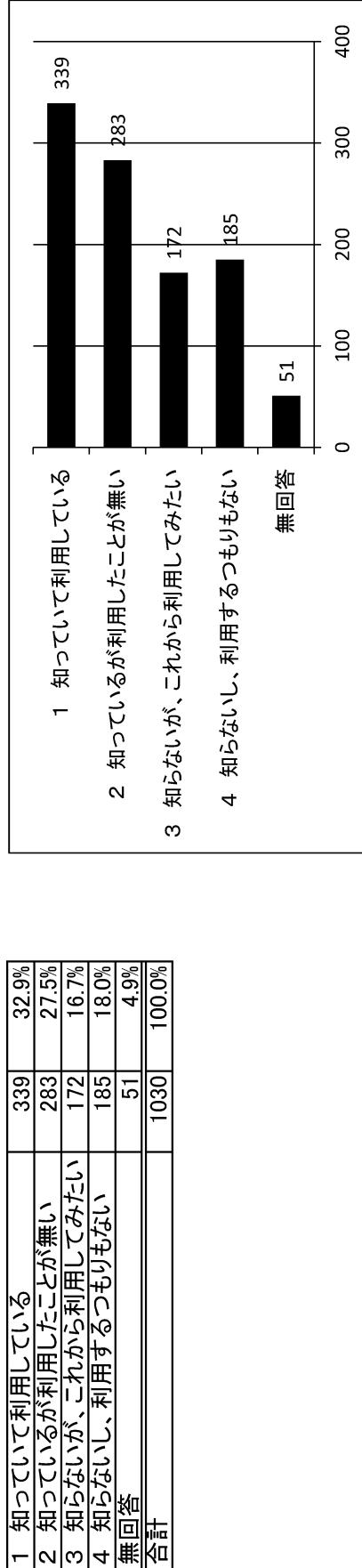
Q12:Q11で1～5と答えた方にお聞きます。あなたがコミュニティセンター・交流館図書室を利用する主な目的は何ですか。次の申から3つまで選んでください。(複数選択可)



Q13: Q11で6と答えた方にお聞きします。あなたがコミュニケーションセンター・交流館図書室を利用しない理由は何ですか。次のの中から3つまで選んでください。(複数選択可)

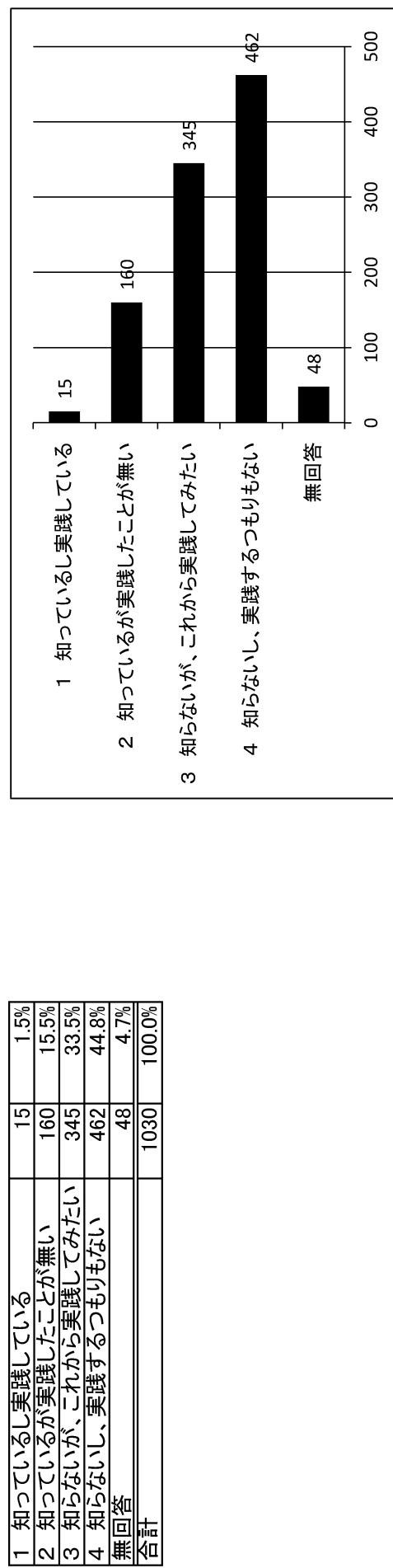


Q14:すべての方にお聞きします。豊田市では、中央図書館の本をコミュニティセンター図書室や交流館図書室でも受け取り、返却ができる制度がありますが、あなたはご利用していますか。あてはまるものを1つ選んでください。

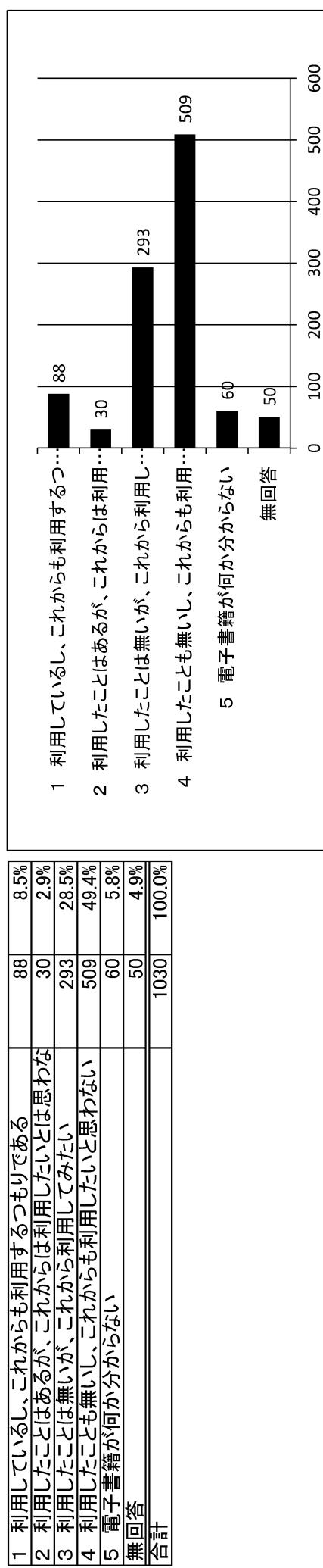


図書館に関する全般的なことについてお聞きします。以下の質問はすべての方にお聞きします。

Q15: 豊田市では毎月23日を「テレビを消して本を語ろう」の日として、家庭で本を読み、話し合うことを推進していますが、あなたはご存知ですか、あるいは実践していますか。あてはまるものを1つ選んでください。

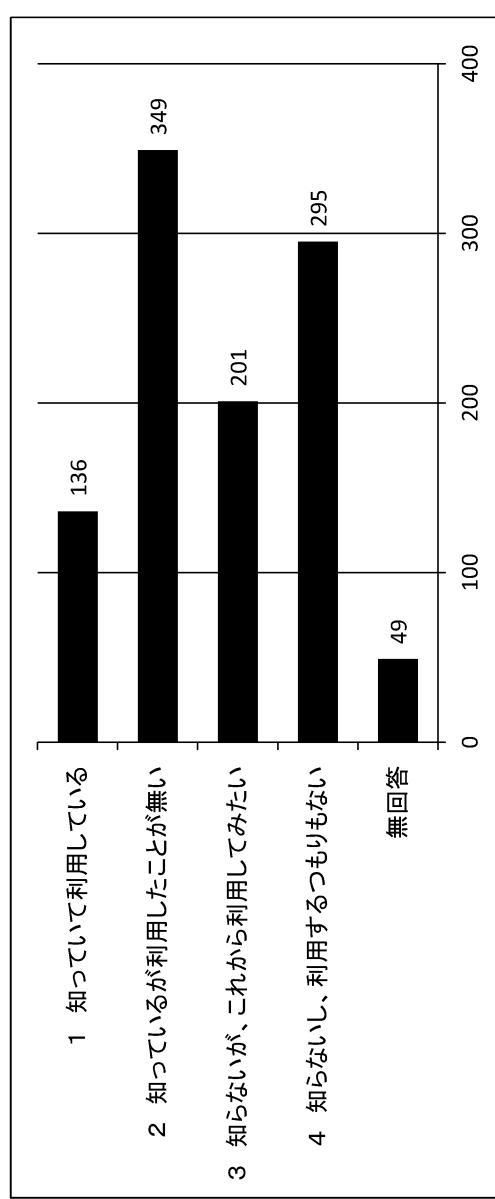


Q16: あなたは、スマートフォンや電子端末などで小説などが読める電子書籍を利用していますか、あるいは利用したいと思いませんか。あてはまるものを1つ選んでください。



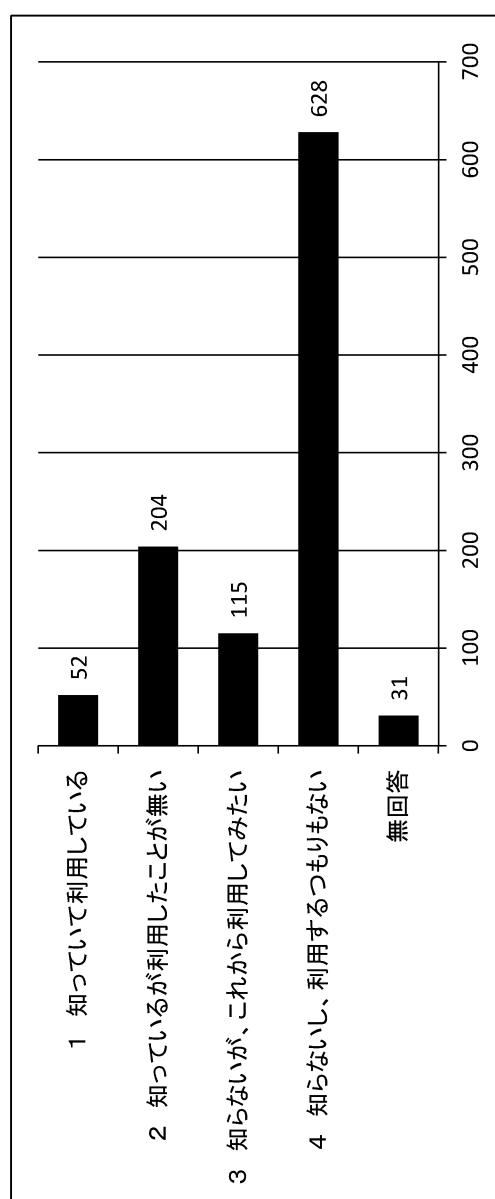
Q17:あなたは、中央図書館のホームページがあることをご存知ですか、あるいは利用していますか。あてはまるものを1つ選んでください。

1 知つていて利用している	136	13.2%
2 知つていて利用したことが無い	349	33.9%
3 知らないが、これから利用してみたい	201	19.5%
4 知らないし、利用するつもりもない	295	28.6%
無回答	49	4.8%
合計	1030	100.0%

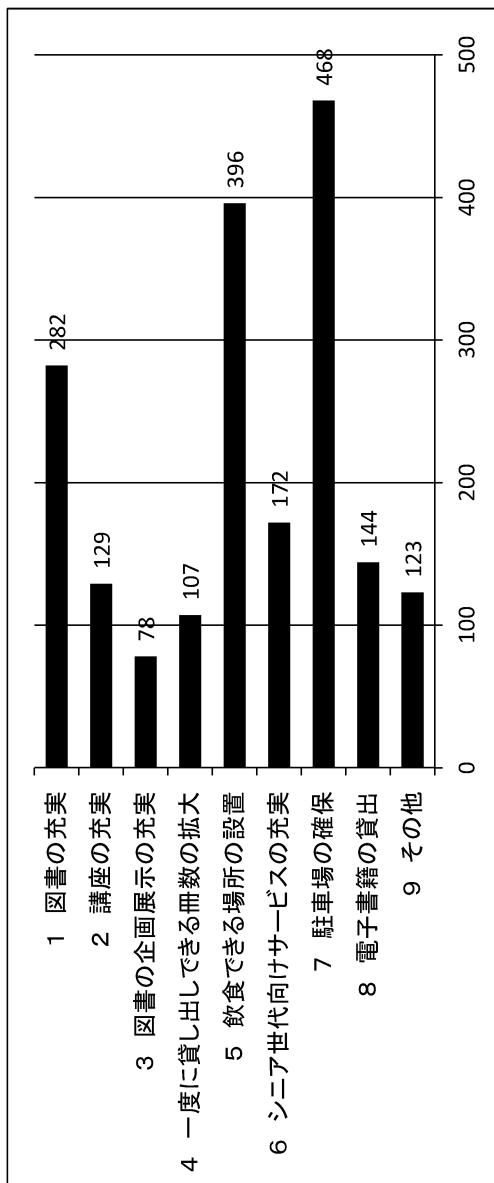


Q18:あなたは、高橋町にあるこども図書室をご存知ですか、あるいは利用していますか。あてはまるものを1つ選んでください。

1 知つていて利用している	52	5.0%
2 知つていて利用したことが無い	204	19.8%
3 知らないが、これから利用してみたい	115	11.2%
4 知らないし、利用するつもりもない	628	61.0%
無回答	31	3.0%
合計	1030	100.0%

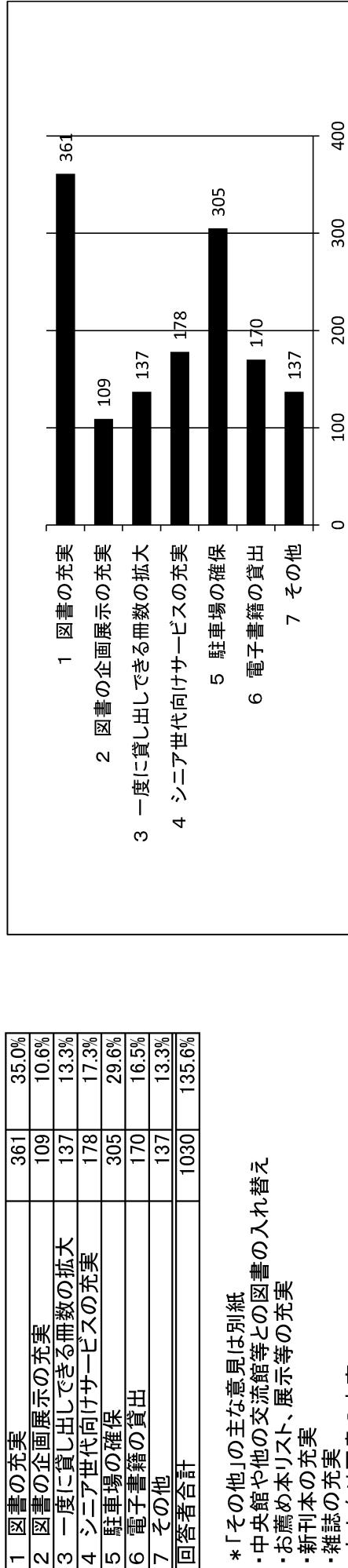


Q19:あなたは、多くの方が中央図書館を利用したくなるために必要なことは何だと思いますか。次の中から3つまで選んでください(複数回答可)。



- *「その他」の主な意見
 - ・新刊本、専門書の充実
 - ・開館時間の延長
 - ・PRの充実
 - ・親しみやすい、居心地の良い雰囲気
 - ・学習のみの利用の制限
 - ・宅配制度の創設
 - ・貸出期間の延長
 - ・わかりやすい配架、サイン等
 - ・本を好きな人を増やす

Q20:あなたは、多くの方がコミュニケーションセンター・交流館図書室を利用したくなるために必要なことは何だと思いますか。次の中から3つまで選んでください(複数回答可)。



図書館に関する市民アンケート（平成 26 年 7 月）自由記述回答まとめ

* カッコ内は記入のあった件数。分類ごとに主な意見を掲載

【Q19】あなたは、多くの方が中央図書館を利用したくなるために必要なことは何だと思いますか。

1 施設・設備についての意見

- ① 座席・スペースに関する意見（18件）
 - ・勉強する学生が利用する自習スペースと、図書を読むスペースを明確に分けて欲しい
 - ・館内でゆっくり本を読むスペースを広くして欲しい
- ② 飲食・休憩場所に関する意見（16件）
 - ・Cafe とコラボして欲しい！！
 - ・ゆっくり飲食ができれば本も読めそう。
- ③ 子ども連れでの利用しやすさに関する意見（7件）
 - ・可能ならばですが、小さな子どもづれでも気軽に行けるような所だといいのですが・・・
 - ・「図書館では静かに」という当たり前のようなことが子連れには難しい。図書の閲覧だけでも、家族や友人と感想などを言いながら利用できたら楽しいのではないか。
- ④ 施設の雰囲気・ありかたに関する意見（6件）
 - ・図書の貸出や返却だけでなく、周りの人とコミュニケーションのできる場所になれば利用者も増えるのではないかと思う。
- ⑤ 施設の立地に関する意見（8件）
 - ・1階にあれば、通りすがりでも寄れるが、わざわざ上まで上って見る気もしない。
 - ・交通に不便なので利用できず。
- ⑥ シニア向けコーナー設置に関する意見（4件）
 - ・シニアコーナー等を作り家の中に居る人が外へ目を向ける事により健康で居られ医療等の節約につながると思う
- ⑦ その他、施設・設備に関する意見（8件）
 - ・無料無線 LAN スポット
 - ・ふれあいサロンみたいな場所で講座等が気軽に出来る雰囲気作りを

2 サービスについての意見

- ① 職員の対応に関する意見（5件）
 - ・職員の能力の向上。○○○の資料が見たい、とお願いした場合、対応できる職員がない
- ② 本の紹介サービスに関する意見（6件）
 - ・本と人をつなぐ人の充実
 - ・オススメの本を紹介したり、本の魅力を伝えるべきだと思います
- ③ 資料の宅配サービスに関する意見（6件）
 - ・仕事をしていてあまり図書館へ行けないので、自宅に本が届けば嬉しい

・インターネット又はTELで頼んだ本を宅配してくれる。動けない年寄にはありがたいと思う。必要な費用は本人負担で良いと思う。

- ④ シニア向けサービスに関する意見（3件）
 - ・視力の劣化、難聴に対する配慮
- ⑤ 利用者マナー徹底に関する意見（4件）
 - ・人気のある本を予約して、前に借りている人が延滞してなかなか帰ってこない場合、図書館側は少し強く言える様になってほしい
- ⑥ その他、サービスに関する意見（8件）
 - ・図書館カードのポイント制（エコポイント等と同様に）
 - ・子ども連れでも気がねなく利用できるサービス。1時間でも幼児あずかりサービスがあればとても助かります。自分の本が選べない！！

3 資料についての意見

- ① 資料の充実に関する意見（30件）
 - ・専門書籍の充実
 - ・自動車関係の書籍の充実
 - ・雑誌の種類を豊富にしてほしい
 - ・蔵書が豊富なのは知っているし、ネット予約もたいそう便利。しかし、開架の棚で、借りたいものがない。魅力的な棚ではない。特に文学は、過去のベストセラーの残りばかりの気がする
- ② 新刊書の導入に関する意見（22件）
 - ・新刊図書の充実
 - ・ビジネス関係（世界経済・投資）の書籍を借りることが多いが、古い本が多いので、この関係はどんどん新しい本に入れ替えてほしい
- ③ 資料購入冊数・部数に関する意見（人気本など）（11件）
 - ・人気図書の予約がなかなかまわってこない。人気図書を増やしてほしい
- ④ 視聴覚資料に関する意見（6件）
 - ・もっとCDの数や種類を増やして欲しい。又、DVDの種類や数の充実さも欲しいです
- ⑤ 入手困難な図書（過去のものなど）の導入に関する意見（3件）
 - ・古い本が少ないので探し出して増やして欲しい
- ⑥ 電子書籍に関する意見（2件）
 - ・HPから24時間、電子書籍の貸出サービスをすると良いと思う。日中に忙しい人

- も、中央図書館から家が遠い人も利用できる
- ⑦ 資料の状態に関する意見（2件）
・小説など古くてよごれている物が多い
- ⑧ その他、資料に関する意見（4件）
・介護にさく時間も今より増えると思うので、朗読したものがあれば家事に時間をとられてる間、ベッドで大人しく聞いていてもらえると思う
- 4 企画・イベントについての意見
- ① 講座に関する意見（22件）
・読書感想文の書き方
・シニア世代向に専門家を呼んだ講座の開催（歴史、日本文化等々）
・作家論や小説論など。講師を呼んだり、あるいは利用者が一つのテーマの元に集い、語り合ったりする
- ② 企画展示・イベントに関する意見（22件）
・本を読まない人への興味ある企画やイベント、展示があると良いと思う
・図書以外でも足を向けていただくイベント行事にも力をいれてもよいのではないかでしょうか。例えば、市民の方が保有しているコレクション・趣味的な物など展示・発表する場所の提供
・専門的な内容でなくても良いので、身近で最近話題になっている事など取り入れ、気軽に足が運べるような場所となることが望ましい
- ③ 子ども向けの講座・イベントに関する意見（8件）
・子供がお話しリトミックのような歌で絵本を見るのが好きで言葉を覚えているので、イベント的なものがあるといいな・・・
- ④ 講演会に関する意見（3件）
・文化講演会の定期的な開催
- 5 PR活動についての意見
- ① 図書館資料やイベントのPRに関する意見（13件）
・図書館の様子がわからないので行かない（例えば新刊が入った時など）
・80代の両親は、本が好きです。ほとんど本屋さんで購入しています。図書館の利用の仕方がわからないのと図書館の魅力がわかれれば通うと思います。私も連れて行ってあげたいと思います
- ② 図書館のPRに関する意見（11件）
・市外からの転居者へ住民票を移動時等に図書館をしってもらうための案内を配布する
・中央図書館の利用をわかるように、広告してほしい
- 6 開館時間についての意見
- ① 開館時間に関する意見（23件）
・10:00～19:00の間には行けないので、閉館時間を遅くする
・今後、利用者の増加を図るには、利用時間の延長が不可欠に思います
- ② 開館日に関する意見（2件）
・月曜日に開館してほしい。子供の代休の日に行きたい
- 7 貸出期間についての意見
- ① 貸出期間の延長に関する意見（7件）
・読みたい本はすぐ読めないため、本を買ってしまう
- ② 貸出期間の短縮に関する意見（人気資料について）（2件）
・貸出が集中している本は、貸出期間を2週間のところ10日にするなどの対策をしてほしい
- ③ 貸出期間の延長手続きに関する意見（2件）
・電話またはネットで延長できればよい
- ④ その他、貸出期間に関する意見（1件）
・貸出期間を選べたらいい
- 8 配架方法についての意見
- ① 図書館全体の配架方法に関する意見（5件）
・中央図書館は大きくて本も多いので好きなのですが、一般人にはどこに自分の探しているジャンルの本があるのか分からず、困ることがあるので、わかりやすい表示をしてほしい
- ② 児童コーナー・紙芝居の配架方法に関する意見（2件）
・紙芝居コーナーが、あいうえお順で並べられているが、とても見にくい
- ③ その他、配架方法に関する意見（2件）
・CDの棚がつまつたいて探しづらい
- 9 駐車場についての意見
- ① 参合館駐車場のスペース不足に関する意見（5件）
・常に利用したいが、駐車場が思うように空いていないことが多いので足が遠のく
- ② 駐車料金サービス・駐車料金に関する意見（3件）
・学習目的で使用するとき3時間で退席するのがやや不便
- ③ その他、駐車場に関する意見（4件）
・中央図書館は駐車しにくい
- 10 その他の意見（18件）
・知識が集積する場として、今後活かすように掛けたい
・そもそも本を読む人、好きな人、興味がある人を増やさないと、いくら施設が充実しても利用者は増えないとと思う

【Q20】あなたは、多くの方がコミュニティセンター・交流館図書室を利用したくなるために必要なことは何だと思いますか。

1 施設・設備についての意見

- ① 座席・スペースに関する意見 (32件)
 - ・本をゆっくり読めるスペースが少なく、テスト期間中は利用できないことが多い
 - ・学習スペースの充実
- ② 飲食・休憩場所に関する意見 (7件)
 - ・カフェでゆっくり読めると幸せ
- ③ 子ども連れでの利用しやすさに関する意見 (6件)
 - ・おむつ替え、授乳のしやすさ
 - ・連れでは本をゆっくり選んだり読んだりは難しい
- ④ 施設の雰囲気・ありかたに関する意見 (15件)
 - ・もっと気軽に利用できそうな環境づくりと、イベント企画を！
 - ・子供にその場で読みきかせをしても良いのかダメなのかよくわからない。話しながら利用できる雰囲気にしてほしい
- ⑤ 施設の立地に関する意見 (4件)
 - ・ミュニティセンターは、今は車で行けるからいいが、もっと年を取って手放したら利用できない
- ⑥ シニア向けコーナー設置に関する意見 (5件)
 - ・これから増えるシニアの寄りやすい雰囲気にし、語る場所をつくる
- ⑦ その他、施設・設備に関する意見 (10件)
 - ・返却ボックスの設置

2 サービスについての意見

- ① 職員の対応に関する意見 (1件)
 - ・対応してくれる人の態度が悪いことがある
- ② 本の紹介サービスに関する意見 (8件)
 - ・いつも行っている交流館の図書の数は少ないですが、季節や司書の方のオススメなどがあったら、自分の知らない分野の本も借りてみようかなあと思います
- ③ 資料の宅配サービスに関する意見 (1件)
 - ・借りたい図書の宅配
- ④ シニア向けサービスに関する意見 (5件)
 - ・シニア世代の方々は健康に気を付けていよいよいます。健康関連の雑誌・本の充実と、コピーのサービスがあればもっとよろしいかと
 - ・シニアだからこそ、自分で自由に時間とお金を使って行動できるので、シニア世代向けサービスは必要ない
- ⑤ 利用者マナー徹底に関する意見 (1件)
 - ・利用者のマナー向上
- ⑥ その他、サービスに関する意見 (7件)
 - ・中央図書館が充実していれば取り寄せができるので、検索サービスが充実していればうれしいです

- ・ポイント制にして、クオカードや商品券がもらえるようにする

3 資料についての意見

- ① 資料の充実に関する意見 (63件)
 - ・雑誌の充実
 - ・所蔵冊数を増やしてほしい
- ② 新書の導入に関する意見 (27件)
 - ・新しい本の充実、説明、置き場の確認
 - ・話題になっている本などがすぐに借りられたら良いと思います。全体的に古い本が多い様に思います
 - ・料理本、美容、健康本をよく借りますが、ほとんど読んでしまい、新しく入った本もない前に借りた本をまた借りるの繰り返しです
- ③ 資料の入れ替えに関する意見 (7件)
 - ・小さい交流館だと蔵書も昔からおいてあるような古いものが多い。新刊の本ばかりでなくともよいので本の入れ替えとかがあると楽しみにいくことができる
- ④ 資料購入冊数・部数に関する意見 (人気本など) (3件)
 - ・たまに借りたい本がまったくない時もあるので、人気の絵本などは、数多く取り扱ってもらえると嬉しいです
- ⑤ 視聴覚資料に関する意見 (7件)
 - ・地域はシニア世代が多いので、電子書籍よりも本や雑誌、CDの方が利用があると思います
- ⑥ 入手困難な図書（過去のものなど）の導入に関する意見 (3件)
 - ・児童書については、人気のあった良い本も古くなると、なくなってしまうため、とても残念です。児童書は、新刊が良いわけではないと思います
- ⑦ その他、資料に関する意見 (6件)
 - ・設置図書の充実は中央図書館で行い、コミュニティセンターではその地域の利用者にあった内容の充実をはかる

4 企画・イベントについての意見

- ① 講座・イベントに関する意見 (7件)
 - ・近くに住む人たちが通いたくなるようなイベントを開催したりするといふと思う
- ② 企画展示に関する意見 (4件)
 - ・図書の企画展示も、他のコミュニティセンターや、中央図書館の本の中からも司書の方が選んで展示できれば、もっとよくなるのではないかと思います
- ③ 子ども向けの講座・イベントに関する意見 (3件)
 - ・有料でもOKなのでイベントや講座があると足を運ぶ回数が増えます

- 5 PR活動についての意見
- ① ネット館の資料やイベントのPRに関する意見（4件）
 - ・交流館に来た時、今、図書館でどんな企画をしているのか、お勧めの本は何かなど、ひと目で分かる簡単なポスターなどがあるとよいと思います
 - ② ネット館のPRに関する意見（9件）
 - ・使い方をよく知らないので、分かれば利用しようと思うかもしれない
 - ・老人会などへの宣伝（使いやすさ、蔵書の多さ）
 - ③ ネット館システムのPRに関する意見（3件）
 - ・コミュニティセンターや交流館の蔵書はスペースの問題もあり多少少ないと思いますので、今のように、HPから他交流館の本も予約できることをもっとPRしていった方がよいと思います
- 6 開館時間についての意見（4件）
 - ・利用時間の拡大
- 7 貸出期間についての意見（7件）
 - ・返却期間が2週間では短いです
- 8 配架方法についての意見（4件）
 - ・陳列方法を工夫したりして少なくとも見ることが楽しくなる並べ方をする
- 9 駐車場についての意見（5件）
 - ・駐車場までもっと近いといい
- 10 その他の意見（27件）
 - ・地域のほうが近くて利用しやすいと思います
 - ・時間を決めてきている人同士、コミュニケーションがとれると良い

【Q21】図書館、コミュニティセンター・交流館の図書室の利用に関してご意見、ご要望がありましたらご自由にお書きください。

- 1 施設・設備についての意見
- ① 座席・スペースに関する意見（28件）
 - ・調べたり、勉強したりする机を、学生専用・シニア向け机・若いママ達向け机等、おおまかに区分していただければいいかなと思います
 - ・冊数を多くするのみでなくあまり古い本は別の場所等に移す（座るスペースが多く出来る）
 - ② 飲食・休憩場所に関する意見（16件）
 - ・岡崎のリブラのように、Cafeを充実させてほしい
 - ・飲食コーナーは必要ないと思います。私語でうるさくなると思うし、駅前なので食べる店もあります
 - ③ 子ども連れでの利用しやすさに関する意見（7件）
 - ・飲食コーナーよりも高橋子ども図書室のような場所を中央図書館内につくり、児童書コーナーも広げてほしい
 - ・保護者向けの本・雑誌コーナーが（児童コーナーの）近くにあると親も本に触れる機会が増えると思う
 - ④ 施設の雰囲気・ありかたに関する意見（13件）
 - ・他の施設とかとコラボできたらもっと行きたくなる気がします。おいしいランチをしながら本を借りたり、読めたりできるとか
 - ・シニア世代を意識しているようであったが、実際は、シニア層よりもママ友層の交流の場として動かす方が活気づくのでは？
- ⑤ 施設の立地に関する意見（8件）
 - ・中央図書館ができても利用したことが1回もありません。近くの人はいいでしょうが私のように離れている人には何の恩恵もありません
 - ・中核市として市域全体の図書館配置（分館）を考えるべきであると思う。特に豊田市は地理的にも広域な市域であるので適切な分館機能を持ったコミュニティセンター図書室の整備が必要ではないか
 - ・駅前に移転してから、駐車が面倒で、つい買うことが多くなりました。行っても借りることが無くなりました。又時間にゆとりがある様になりましたら、借りたいと思ってはいます。お茶くらい飲める場所があったら・・・
- ⑥ 館内の環境に関する意見（4件）
 - ・空調が少し暑いかなあと思うことはあります、環境・エコ活動を推進されているのかなと思うので、今までいいです
- ⑦ 返却ポストに関する意見（3件）
 - ・コミセン・交流館にも時間外返却ポストがあると期限内に返却しやすくなると思う
- ⑧ その他、施設・設備に関する意見（9件）
 - ・トイレにエアタオルがあると便利だし、本がぬれずにすみそうだなあと思っています
 - ・子育て支援センターにも設置するなど、気軽に利用できる環境があるといいと思う

2 サービスについての意見

- ① 職員の対応に関する意見（15件）
 - ・職員のあいさつがとてもよい
 - ・コミュニティセンターは、どんな本が見たいといつてもくわしく調べてくれません。中央館は、パソコンで即座に調べてくれます。もう少し高齢者に対して親切にしてほしいと思います
- ② 本の紹介サービスに関する意見（8件）
 - ・本のタイトルだけでは中身の内容がわからないので、本の横に内容についてのコメントやどんな年代におすすめ、など書いてあるといいなと思います
 - ・児童コーナーを広げ、本についてアドバイスできる人を常駐させるか、週に何日か来てほしいです
- ③ 利用者マナー徹底に関する意見（14件）
 - ・夏・冬休み学生が多く利用され、場所確保とマナーが少し気になり、厳しくルールを指導、フォローをお願いします
 - ・コミュニティーセンター等の図書館では小さい子供づれの人達が来て子供が走り回ったり大きな声でしゃべったりしていてマナーが悪い
- ④ シニア向けサービスに関する意見（3件）
 - ・シニア世代としては時間に余裕が有るのでこれから利用していきたいと思います
- ⑤ ネットワーク館システムに関する意見（6件）
 - ・どこで借りても、どこでも返せ、返却ポストもあり、仕事で時間内に返せないものにとっては助かります
- ⑥ メール・インターネットを活用したサービスに関する意見（6件）
 - ・ホームページによりリクエストでき、メールにて連絡していただけるサービスはとても便利で助かっています
 - ・最近、新刊本がインターネット予約で押さえられてしまうのか、金曜日に行っても、殆ど読みたいような本も、冊数も残っていない。インターネットをやっていない人にも、新刊本を予約できるような方法があればと思います
- ⑦ その他、サービスに関する意見（20件）
 - ・閉館時間まで図書の貸出やリクエスト（奥から出すもの）ができるようにした方が良い。他の市役所業務でも受付は閉庁5分前までなんて対応はしていない。図書館はまだまだ硬いイメージがある
 - ・インターネットと電子データの現代にあって、利用者の増加を、図書館への来館数と等価に考えていることがナンセンス。図書館へ足を運ばなくても利用できる。これを、運営側が理解すべき
 - ・子供にみせる書籍の選定には、専門の知識を持つコーディネーターの意見を聞いた方がいい。職員の知識（書籍に対する）の

向上を常時行わなければいけないと思っています

3 資料についての意見

- ① 資料の充実に関する意見（27件）
 - ・開架と閉架の図書をときどき入れ替えては？やはり目にしないと借りる機会も減るのでは？
 - ・子ども向けの図書について。TV、キャラクターのものが多いと、子どもの好きに選ばせた時にそればかりになり、ガッカリしてしまいます。こども図書室はその点大変安心して選ばせる事ができます
- ② 新刊書の導入に関する意見（7件）
 - ・近頃は、高齢者の利用が増えて、中々、借りようと思う本が回って来ません
- ③ 資料購入冊数・部数に関する意見（人気本など）（3件）
 - ・PC関係の事を調べようとしたら、無い事が多い。モノによっては部数を増やすことができたらイイと思います
- ④ 視聴覚資料に関する意見（7件）
 - ・ビデオ、DVD、CDをもっと増やしてほしい
 - ・DVD、ビデオルームは閉鎖するか、学術的なものに限ってほしい
- ⑤ 電子書籍に関する意見（5件）
 - ・電子書籍をぜひ導入してください
- ⑥ 資料の状態に関する意見（6件）
 - ・子どもが見る絵本がよくやぶれているので、あまりにもひどいものは処分してほしい
- ⑦ その他、資料に関する意見（2件）
 - ・図書館の充実は豊田市民の宝だと思います

4 企画・イベントについての意見

- ① 講座に関する意見（3件）
 - ・シニア世代の利用が増えると思われるのでは。高齢者が利用し易く、図書館での講座開設やイベントが増えると更に利用者も増えるのでは
- ② 企画展示・イベントに関する意見（4件）
 - ・シニア世代同志で読後感想会があると良いと思います。読んで、読後の話し合いと、本の説明会などが気軽に出来る場があると、楽しいと思います
- ③ 子ども向けの講座・イベントに関する意見（3件）
 - ・プロジェクトでアニメや映画の上映会。案内等がある場合、アパートにも配布して欲しい

5 PR活動についての意見

- ① 図書館資料やイベントのPRに関する意見（8件）

・企業に向けてもっとアピールしてほしい。こんな本がありますとか…。QCの本があります。(自己啓発で使用する)

・アピール不足が目立つ。名企業に情報提供してほしい。市民の多くが平日会社にいることを認識してほしい

② 図書館のPRに関する意見(7件)

・私も含め、多くの人が図書館の利用の仕方を知らないと思います。各サービスやCD、DVDの貸出ができる事などは案外知らない人も多いです

・どこに有るかも分らないので利用するとかどうしたらしいとか何も書けません。まず、場所やアクセスが分るようにしてほしい

6 開館時間についての意見

① 開館時間に関する意見(22件)

・働いているが調べものがある場合、午後7時まででは利用できない方が多いと思う。

もう少し利用時間を広げてはどうでしょうか

・利用時間は長い方が良いかも知れないが、どれくらいの人が利用するかにもよると思う。でも、社会人が仕事後に寄ることができる時間も(例えば月に1回とか)必要ではないか

② 開館日に関する意見(2件)

・年末年始など、人々が休みの時にこそ利用できるべき。年中無休

7 貸出期間についての意見

① 貸出期間の延長に関する意見(7件)

・もう少し長く借りることができると嬉しいのですが他の人達のことを思うとそうもいかないですね

・利用頻度の少ない書籍の貸出期間を長くすることは可能でしょうか?

② 貸出期間の短縮に関する意見(人気資料について)(2件)

・人気のある本は借用を依頼しても半年以上かかることがある。借用期間をそういう本は1週間にすると対策をとってほしい。冊数を増やす等の金をかけなくとも対応できることははあるはず

③ 貸出期間の延長手続きに関する意見(1件)

・貸出の延長をインターネットでできるようにしてほしいです

④ その他、貸出期間に関する意見(1件)

・図書の返却期間を選択できたらいいと思う。短期(1週間)通常(2週間)、1ヶ月等

8 配架方法についての意見

① 図書館全体の配架方法に関する意見(6件)

・新しく入っていても、作者の名前順に並べてあるので、気付くのが遅くなります。もう少し工夫のある展示・もしくは並べ方

はないでしょうか?

・棚に本がぎゅうぎゅうに詰まっていることが多い。取り出すことを考えて並べ欲しいです

② 児童コーナー・紙芝居の配架方法に関する意見(2件)

・季節によってイベントによって子供向けの絵本・おすすめ本が毎回かざってあってうれしいです。息子は5歳ですが、いつもその棚から読みたい本を自分で選んで自分で読もうとしています

・本・紙芝居が探しにくい。なぜ、本の題名か作者ではなく、絵を描く人で探すのか?

9 駐車場についての意見

① 駐車場のスペース不足に関する意見(10件)

・中央図書館は、図書が充実しており利用したいが駐車場の確保を考えると、利用しづらい

② 駐車料金サービス・駐車料金に関する意見(2件)

・駐車場がタダだから、瀬戸の図書館を利用している。豊田市もそこをよく考えるといいと思います

10 その他の意見(45件)

・定年してから時間ができたのでいきたいと思っています

・私共も店は、月曜定休日のため利用できません

・若い頃、読むことができなかつた本を読める事は嬉しいです。ただ、年齢のせいで活字が小さい場合は借りるのをためらいます

・海外からの実習生の日本(豊田市)の思い出に豊田市中央図書館が非常に良い印象を持っています

・人口5万人の武雄市の図書館利用者が923千人。せっかくの施設がもったいない

・家ではなかなか落ち着いて勉強できない時、利用したり気になる作家の本を借りたりしてお金を使わずに知識を得ることができます

(資料8) 豊田市中央図書館利用者アンケート集計

利用者アンケートの概要

時期:

対象者:3階及び5階入り口において手渡しで配布し、カウンターにおいて回収

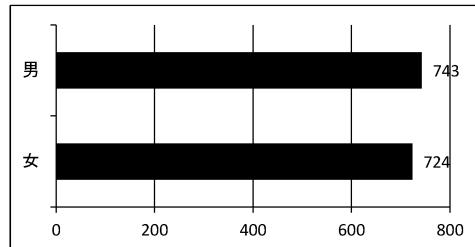
配布数:2,450枚

回収数:1,482枚

Q1 ご自身についてお伺いします。

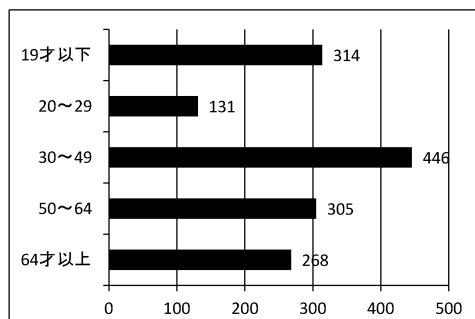
ア性別

男	743	50.6
女	724	49.4
計	1,467	100.0



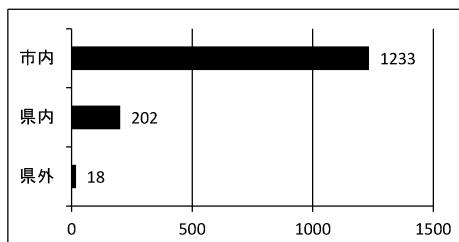
イ年齢

19才以下	314	21.4
20~29	131	8.9
30~49	446	30.5
50~64	305	20.8
64才以上	268	18.4
計	1,464	100.0



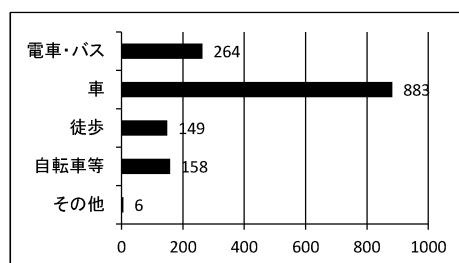
ウ住所

市内	1,233	84.9
県内	202	13.9
県外	18	1.2
計	1,453	100.0



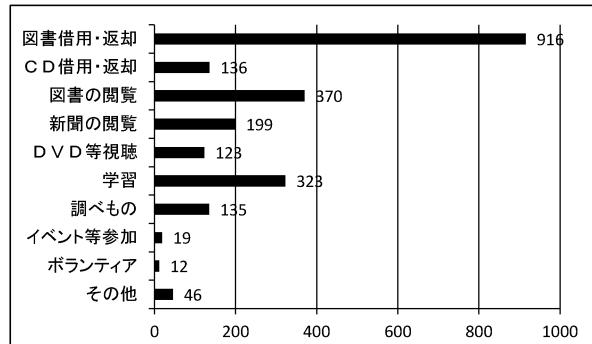
エ来館交通手段

電車・バス	264	18.1
車	883	60.5
徒歩	149	10.2
自転車等	158	10.8
その他	6	0.4
計	1,460	100.0



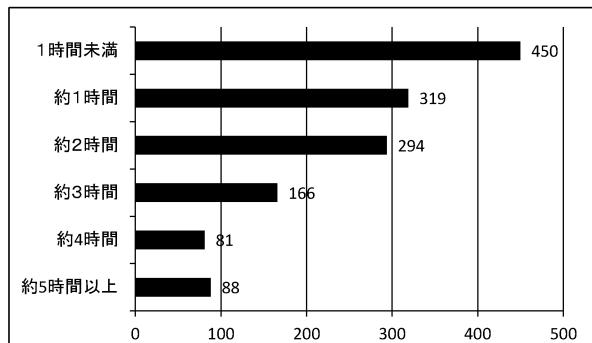
才利用内容

図書借用・返却	916	40.2
CD借用・返却	136	6.0
図書の閲覧	370	16.2
新聞の閲覧	199	8.7
DVD等視聴	123	5.4
学習	323	14.2
調べもの	135	5.9
イベント等参加	19	0.8
ボランティア	12	0.5
その他	46	2.1
計	2,279	100.0



才利用時間

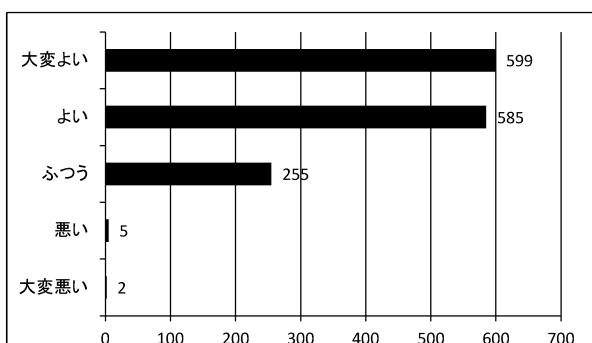
1時間未満	450	32.2
約1時間	319	22.8
約2時間	294	21.0
約3時間	166	11.9
約4時間	81	5.8
約5時間以上	88	6.3
計	1,398	100.0



Q2 窓口での対応についていかがでしたか。

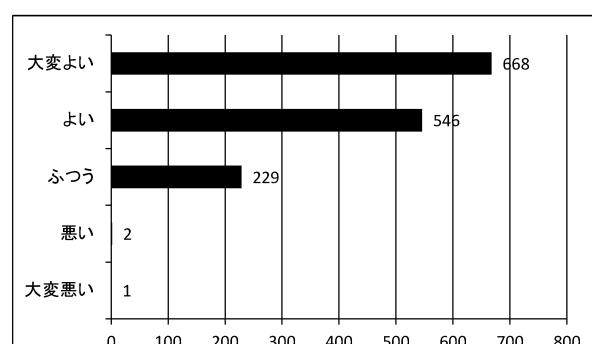
【あいさつ】

大変よい	599	41.4
よい	585	40.5
ふつう	255	17.7
悪い	5	0.3
大変悪い	2	0.1
計	1,446	100.0



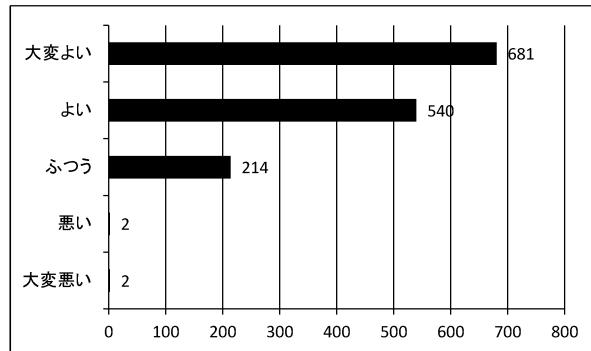
【身だしなみ】

大変よい	668	46.2
よい	546	37.8
ふつう	229	15.8
悪い	2	0.1
大変悪い	1	0.1
計	1,446	100.0



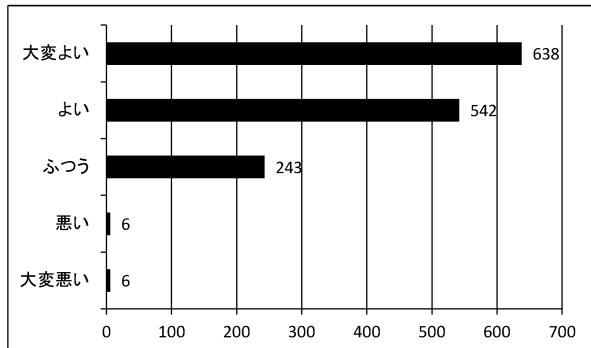
【言葉づかい】

大変よい	681	47.3
よい	540	37.5
ふつう	214	15.0
悪い	2	0.1
大変悪い	2	0.1
計	1,439	100.0



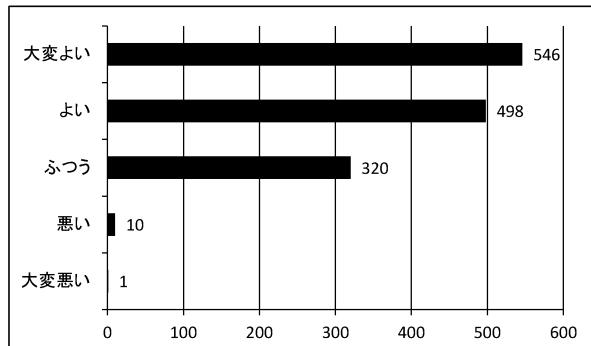
【応対態度】

大変よい	638	44.5
よい	542	37.8
ふつう	243	16.9
悪い	6	0.4
大変悪い	6	0.4
計	1,435	100.0



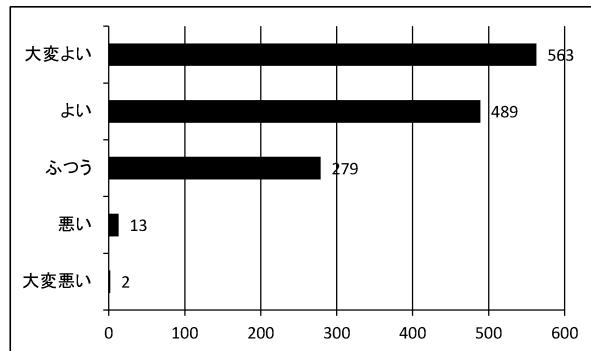
【説明】

大変よい	546	39.7
よい	498	36.2
ふつう	320	23.3
悪い	10	0.7
大変悪い	1	0.1
計	1375	100.0



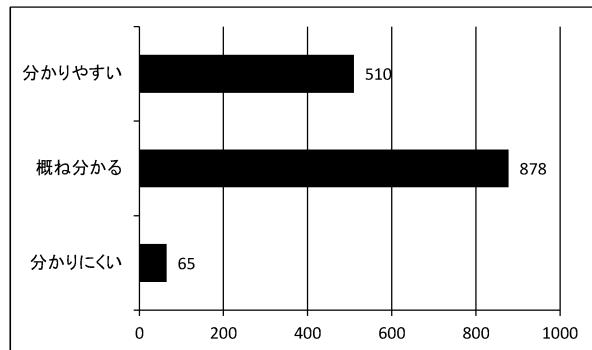
【手続時間】

大変よい	563	41.8
よい	489	36.3
ふつう	279	20.8
悪い	13	1.0
大変悪い	2	0.1
計	1,346	100.0



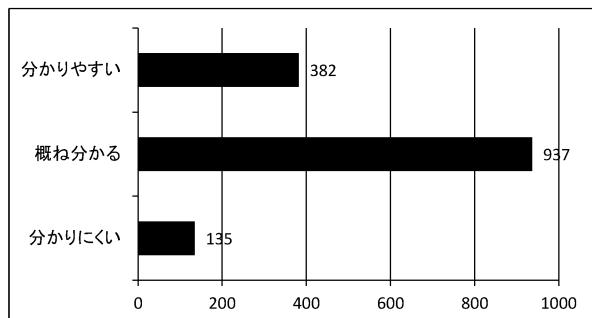
Q3 館内の案内掲示板(館全体や階ごとの配置の表示)について、お伺いします。

分かりやすい	510	35.1
概ね分かる	878	60.4
分かりにくい	65	4.5
計	1,453	100.0



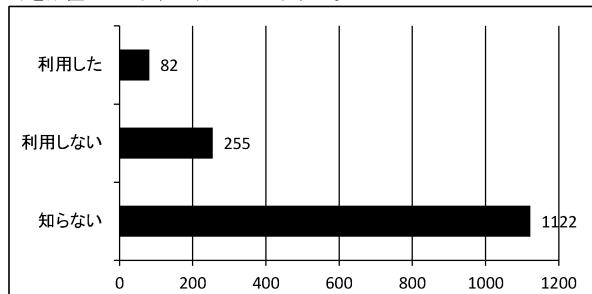
Q4 館内の書棚の表示(書籍分類)について、お伺いします。

分かりやすい	382	26.3
概ね分かる	937	64.4
分かりにくい	135	9.3
計	1,454	100.0



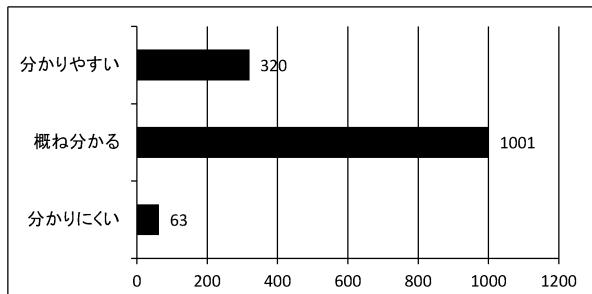
Q5 土・日・祝日は館内に相談係(コンシェルジュ)を配置していますが、知っていますか。

利用した	82	5.6
利用しない	255	17.5
知らない	1,122	76.9
計	1,459	100.0



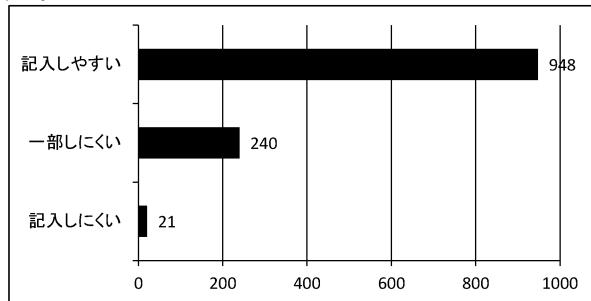
Q6 利用案内(冊子)は分かりやすいですか。

分かりやすい	320	23.1
概ね分かる	1,001	72.3
分かりにくい	63	4.6
計	1,384	100.0



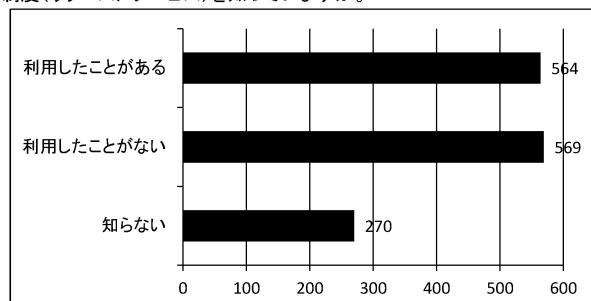
Q7 申請書や届出書の様式は記入しやすいですか。

記入しやすい	948	78.4
一部しにくい	240	19.9
記入しにくい	21	1.7
計	1,209	100.0



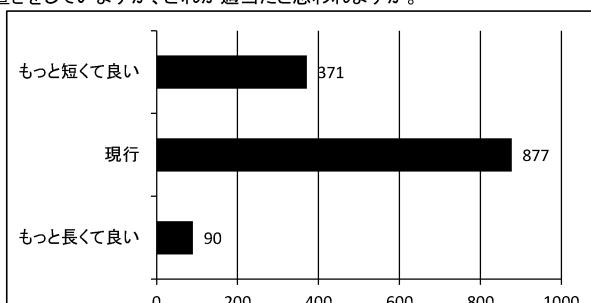
Q8 読みたい本がないときは、リクエストできる制度(リクエストサービス)を知っていますか。

利用したことがある	564	40.2
利用したことない	569	40.6
知らない	270	19.2
計	1,403	100.0



Q9 現在リクエスト資料は、連絡後2週間取り置きをしていますが、どれが適當だと思われますか。

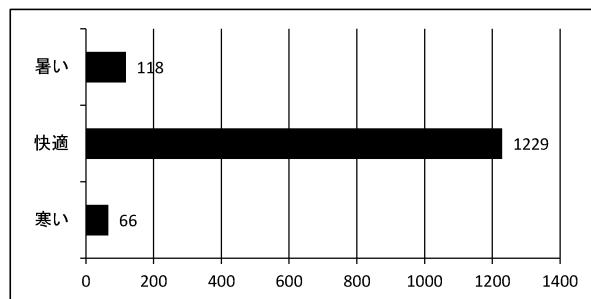
もっと短くて良い	371	27.7
現行	877	65.6
もっと長くて良い	90	6.7
計	1,338	100.0



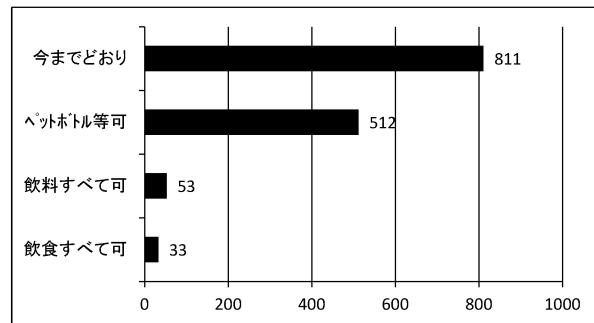
Q10 館内の環境について、お伺いします。

ア館内温度

暑い	118	8.4
快適	1,229	86.9
寒い	66	4.7
計	1,413	100.0



イ飲食禁止		
今までどおり	811	57.6
ペットボトル等可	512	36.3
飲料すべて可	53	3.8
飲食すべて可	33	2.3
計	1,409	100.0



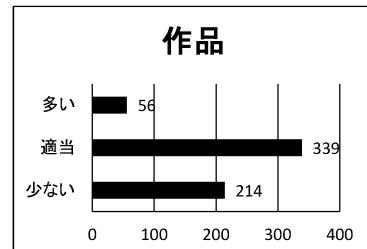
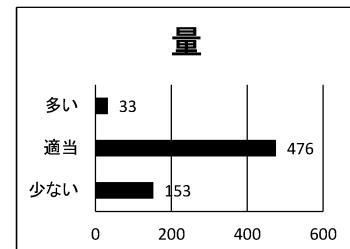
Q11 5階視聴覚コーナーのDVD((約6,000点)について分類ごとにお答えください。

【ア 外国映画】

量		
多い	33	5.0
適当	476	71.9
少ない	153	23.1
計	662	100.0

作品

作品		
多い	56	9.2
適当	339	55.7
少ない	214	35.1
計	609	100.0

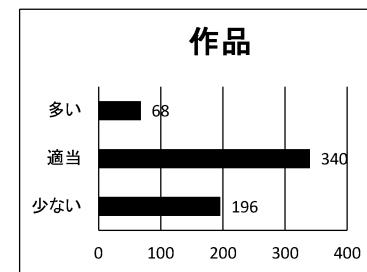
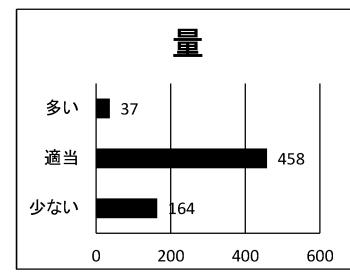


【イ 日本映画】

量		
多い	37	5.6
適当	458	69.5
少ない	164	24.9
計	659	100.0

作品

作品		
多い	68	11.3
適当	340	56.3
少ない	196	32.5
計	604	100.0

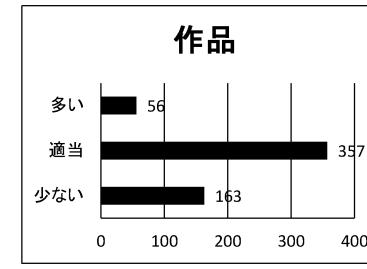
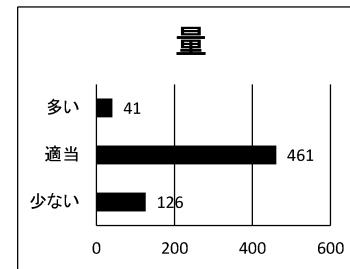


【ウ アニメ】

量		
多い	41	6.5
適当	461	73.4
少ない	126	20.1
計	628	100.0

作品

作品		
多い	56	9.7
適当	357	62.0
少ない	163	28.3
計	576	100.0

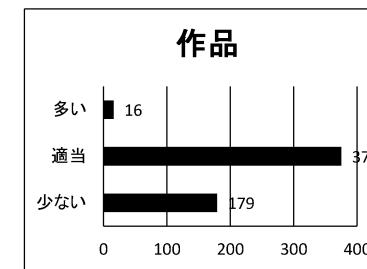
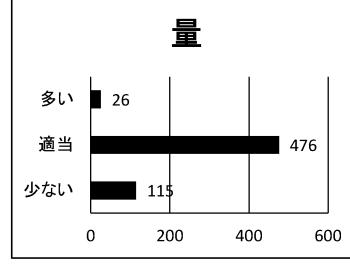


【エ ドキュメント】

量		
多い	26	4.2
適當	476	77.1
少ない	115	18.6
計	617	99.9

作品

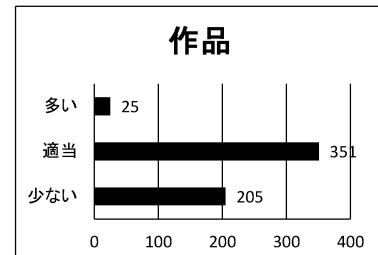
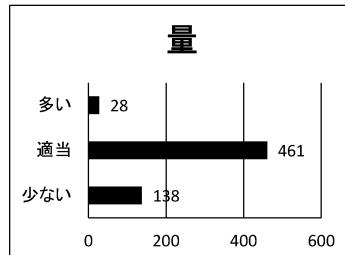
作品		
多い	16	2.8
適當	375	65.8
少ない	179	31.4
計	570	100.0



【オ 音楽・舞台】

量		
多い	28	4.5
適当	461	73.5
少ない	138	22.0
計	627	100.0

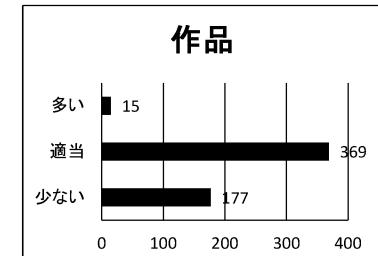
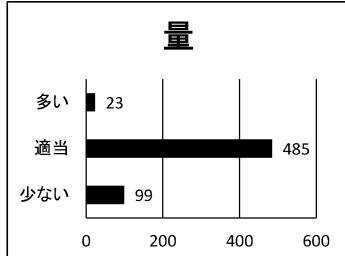
作品		
多い	25	4.3
適当	351	60.4
少ない	205	35.3
計	581	100.0



【カ ホビー・実用】

量		
多い	23	3.8
適当	485	79.9
少ない	99	16.3
計	607	100.0

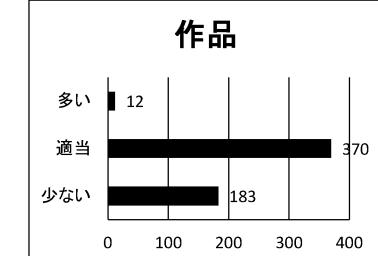
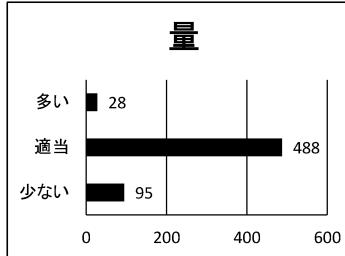
作品		
多い	15	2.7
適当	369	65.7
少ない	177	31.6
計	561	100.0



【キ スポーツ等】

量		
多い	28	4.6
適当	488	79.9
少ない	95	15.5
計	611	100.0

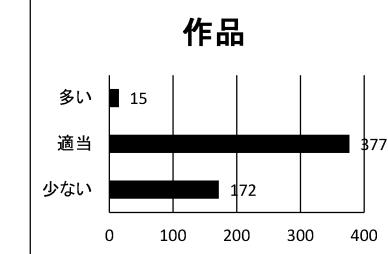
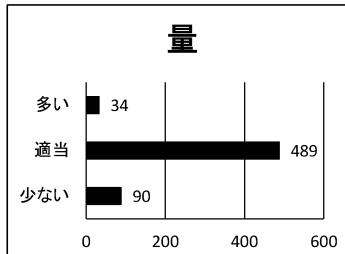
作品		
多い	12	2.1
適当	370	65.5
少ない	183	32.4
計	565	100.0



【ク キッズ・ファミリー】

量		
多い	34	5.5
適当	489	79.8
少ない	90	14.7
計	613	100.0

作品		
多い	15	2.7
適當	377	66.8
少ない	172	30.5
計	564	100.0



(資料9)

ボランティア意見交換会での意見（抜粋）

1 開催日時

- 第1回 平成26年8月19日（火）午前10時30分から正午
- 第2回 平成26年8月26日（火）午前10時30分から正午
- 第3回 平成26年8月26日（火）午後3時から午後4時30分

2 開催場所 中央図書館6階多目的ホール

3 出席者 ボランティア 計44名 図書館職員 各回5名

4 意見（一部趣旨を明確にするため補足している。）

第1回

- ・ 「知のオアシス」という言葉が嬉しかった。図書館の使い方をもっとアピールすると利用者増につながっていくのではないか。好きな本を探すだけの人が多いと思う。また、背ラベルの読み方、数字の意味などを知ることのできる「図書館初めて講座」を開催したらどうか。
- ・ 図書館主催の講演会が少ない。他の図書館の企画を参考にしてほしい。
- ・ 本のない図書館には人が来ない。自動車資料をはじめ、豊田市中央図書館には他にない良い本がある。今後、図書館として活用方法を考えてほしい。図書館の良い部分を伸ばしていくことも加えてほしい。また、本の紹介をしてほしい。以前、自動車資料の中に整備マニュアルまであり驚いたことがある。
- ・ 大学生の娘が良く利用している。貸出禁止の資料を閲覧するのだが、勉強で利用している学生が多く席のとれないことがある。勉強だけの人より閲覧の人を優先できないか。
- ・ 開館時間の延長してほしい。
- ・ ボランティアで読み聞かせをしている。講座を受けてもっと上達したいと思うが、講座の情報が伝わってこない。ボランティア同士の連携も必要だと思う。
- ・ こういった会に初めて参加した。立場の違う人が集まって意見交換会が行われるのはとても良いことと思った。良い意見がたくさん出ているので、これからも行ってほしい。ボランティア同士、図書館との情報交換もぜひ行ってほしい。

第2回

- ・ （レファレンスについては）大人よりも子どもに配慮をすべき。今の場所は児童が行きにくいので、児童コーナーの中にレファレンスコーナーがあると良い。
- ・ 豊田市中央図書館のあるべき姿に「読書を通して子どもの育ちを促す図書館」と書かれているのは素晴らしいと思った。それを実現するためには「あるべき姿を実現する蔵書

の構築と活用、蔵書を構築し活用できる人材の配置」が重要になる。司書は経験が必要、経験を伸ばしていくことができるよう配慮してほしい。

- ・「人と地域の育ちを支援する知のオアシス」は素晴らしいコピーだと思う。最近、図書館が良くなっていると感じる。3階の入口にいろんな本が置いてある、良いことだと思う。ただ、あまり知られていない。宣伝に力を入れたらどうか、市役所他部署との連携もあるが、ブックスタートにしてもすみわけがされていて連携が取れていないように思える。
 - ・カウンターに座っている人が、図書館の活動をPRするのが良いと思う。こども図書室では行っている。
- 中央図書館のカウンターにいる人は少しかたい気がする。私服にエプロンとかもう少しやわらかい感じにしても良い。
- ・ボランティアが決められた時間に来ないということがったりして不安定な部分がある。ボランティアを集めるためのPRやスキルアップが必要だ。
 - ・「市民との共働による文化の発信地となる図書館」とあるが、図書館が主体的に文化的発信地となるべきだ。

第3回

- ・上郷地区の人は上郷支所の図書館を良く利用する。支所に読書相談員が来て、相談にのってくれるとありがたい。
- ・地元に人材がいる。活用をしてほしい。
- ・イベントというと子ども向けになりがちだ。大人向けの朗読会など気楽に参加できるものを行ってほしい。
- ・ブックスタート初期の子どもが親になる。その人たちが子どもを連れて来てくれるようになると良い。
- ・中央図書館とこども図書室の雰囲気がずいぶん違う。こども図書室の方がリラックスした感じがある。また、中央図書館では資料がなかなか探せないので、質問できる場所があると良い。
- ・レファレンスコーナーで聞いたらとても親切に対応てくれた。ただ、レファレンスという言葉が少しあり難い。
- ・フロアごとにレファレンスコーナーがあると良い。
- ・ネットワーク館の本が少ないので、よく利用する子どもの中には児童書をほとんど読んでしまった子もいる。他館と入れ替えをしてほしい。
- ・リックスのあいまい検索機能が弱いので、本が見つからないことが多い。
- ・ネットワーク館は地域に根差した大切な施設だが、新しい本が入ってこない。団体貸出しとして新しい本を置くことができないか。
- ・10冊、20冊で良いから新しい本のコーナーがあると良い。
- ・末野原は茶畑が多い。お茶に関する本を多く置くなど、地域に根差した蔵書構成にしたらどうか。
- ・梅坪の青少年センターに多くの学生が来ている。図書館と連携ができると良い。
- ・（ボランティアの）会ができて10年が経った。会員も高齢化してきているので、急に来られなくなることも多い。新しい会員を増やしたい。
- ・図書館の催し物に参加するとき、駐車場が混んでいることが多い。

(資料 10)

先進事例

1. 鳥取県立図書館

「課題解決型図書館」として有名。館の入り口にチラシ棚があり、「*暮らしの困りごと解決ナビ *トラブル解決にはこの1枚」の看板の下に数多くのチラシが置いてある。ちらしには関連書籍の一覧表のみならず、相談機関連絡先も記載されている。また、国や県の専門機関との連携も密にし、たとえば起業希望者の支援も行っている。この図書館の司書は、単に蔵書の整備、検索のみでなく、産業に関する幅広い情報とネットワークを活用している。

* 猪谷千香著「つながる図書館－コミュニティの核をめざす試み」（2014年1月筑摩書房）及び次ページ「これから図書館像」（平成18年3月文部科学省）に掲載された事例参照

2. 武蔵野プレイス

「市民の居場所」のコンセプトのもとで設計され、居心地のいい場所となっている。機能的には「図書館機能」、「生涯学習支援機能」、「青少年活動支援機能」、「市民活動支援機能」の4つの機能を融合させた施設である。

図書館は地下2階から地上2階までを占め、1階では雑誌等が配架され、フロア中央にあるオープンカフェに持ち込んで読むこともできる。2階は生活や趣味の実用書が配架され、同じフロアに子ども向けコーナーもあり、子連れで気楽に楽しめるフロアとなっている。地下2階は芸術・美術系の図書とティーンズ向け雑誌等が置いてあり、読書や調べものだけではなく、中高生が自由に利用できる空間もある。いわゆる一般書が配架されているのは地下1階で静かに本を読んだり調べ物ができる空間となっている。

* 公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団ホームページ参照
(<http://www.musashino.or.jp>)



武蔵野プレイス正面

図書館も地域の経済に貢献したい 一鳥取県立図書館のビジネス支援事業－

鳥取県立図書館

1. 鳥取県立図書館の概要

鳥取県は、面積約 36 万km²、人口約 61 万人の県であるが、風光明媚な地形、季節感に溢れた四季、豊富な海・山の幸に恵まれ、豊かな生活を送ることができる。県立図書館は県東部の鳥取市に位置し、現在の図書館は 1990 年に新築移転したものである。地域格差解消を目的にした即日の宅配システムの導入や横断検索システムの整備等にいち早く着手する一方で、厳しい地方財政の中 9 年連続（97 年以降）で 1 億円以上の図書購入費を確保し、県内全域を対象としたサービスの充実を図ってきた。近年では、全国に先駆け県内の全高等学校に常勤の司書を配置し、高校に対する宅配サービス・巡回相談の実施や、さらに市町村立図書館、高等学校図書館を巻き込んだビジネス支援事業への取組み等新たな事業展開も効を奏し、04 年度の貸出冊数は過去最高を記録している。

2. ビジネス支援事業を行うにあたっての背景・経緯・目的

04 年 4 月、鳥取県立図書館のビジネス支援事業はスタートした。その背景にあるのが、県の財政力指数 0.22・道府県税比率 10.8%（共に全国 45 位）という県の財政事情。そのような中で、図書館も地域の最大の課題である地域経済の発展のために貢献できなかという思いからである。本来、図書館は仕事や生活に役立つものであり、これまでビジネス支援事業にあたる役割を果たしてきたと考えているが、全体の利用の中でその割合は少ない。そこで、当館では未利用者を含めた県民の図書館に対するイメージの転換を図るための一つの施策として、ビジネス支援事業に着手した。03 年度にビジネス支援委員として館外の委嘱委員をお願いし、「県立図書館として何ができるのか」の検討を始めた。構成員には、県商工労働部、県農林水産部、商工会議所・商工会、（財）県産業振興機構、県産業技術センター等に所属し、直接利用者に関わりのあるアドバイザーとして活躍している方をお願いした。結果として、この人選は大成功で、人脈作り・具体的な事業案の検討も有効なものとなり、後々の事業展開を好転させている。

3. 事業の概要

ア 仕事に役立つ情報・資料の提供

(1) 「仕事に役立つパンフレット・チラシコーナー」の設置

当館の入口には、約 200 種類のパンフレット・チラシが配架できる展示棚を設置している。パンフレット等も重要な情報・資料であると捉え、図書館として積極的に収集・提供し、仕事や生活に役立つ情報提供をしたいと考えている。県庁各課が作成したパンフレッ

ト（例：商工労働部が作成した「商工労働行政の概要」）や広報誌、県産業技術センター等が行う事業のチラシ、各商工会議所・（財）県産業振興機構・（社）発明協会等が作成した講座案内、ハローワークの就職情報、国民生活金融公庫が発行しているパンフレット、ジェトロの事業案内等多様な情報を図書館が収集し、ワンストップで提供できる場になればと考えている。

（2）「仕事に役立つ新刊図書コーナー」、「仕事に役立つ参考図書コーナー」の設置

図書館が多様な人々の情報要求に応えてきた機関であること考えると、図書館に所蔵してある資料はすべて仕事や生活に役立つものであるといえる。従って、特にビジネス支援コーナーを設置する場合には、利用者が真に資料を探しやすい配架がなされなければならない。コーナーの設置によっては、却って利用者の混乱を招くことにもなりかねない。そこで、当館では新刊図書と参考図書に限ってコーナーを設置することとした。新刊図書コーナーは、利用者に図書館のビジネス支援事業を印象付ける宣伝効果をねらって、館の入口にある貸出カウンターのすぐ横に設置した。また、参考図書コーナーは、企業情報・人物情報・業界情報・統計・白書等が分野横断的に閲覧できるように、『ビジネスヒント・調査コーナー』として整備し、NDC の枠にとらわれず配列した。

（3）インターネット端末の整備と商用データベースの導入・提供

04年1月より館内の無線 LAN を整備し、それに対応したパソコンを持参した方は、誰でも自由にインターネットを利用できるようにした。さらに、同年4月には館内に7台のインターネット接続専用の端末を整備し利用者に提供している。また、商用データベースも、同年4月より導入を開始し、現在館内で以下の5種データベースの利用が可能である。

【利用者が自由に検索・活用できるもの】

- ・経済総合・新聞情報等『日経テレコン21』（図書館機能限定版）
- ・経営情報『Jfax』、農業情報『ルーラル電子図書館』
- ・法律・判例情報『リーガルベース』、官報検索『官報情報検索サービス』

（4）雑誌・図書の充実

事業の開始にあたり、購入雑誌の再検討、閉架雑誌の再評価、配架場所の見直し等を行い、それぞれ大幅に改編を行った。館の入口には、経済関連の雑誌を集中配架し「仕事に役立つ雑誌コーナー」としてリニューアルし、仕事に役立つ図書館のイメージの形成を狙った。また、購入雑誌の検討には、ビジネス支援委員の専門的立場からのアドバイスを聞き、約20タイトルほどを追加購入することとした。図書の購入は、これまでほとんど司書の知識に頼って選書してきた。しかし、それでは各分野の基本図書の選書漏れが否めない。そこで、ビジネス支援事業を通して協力関係のできた機関の方々に、推薦図書の情報をいただき選書の参考にさせていただくシステムを導入している。

（5）ホームページ・メールマガジンを活用した情報提供

少ない費用・労力で効果的な情報提供を行うためにはICT技術の活用が欠かせない。ホームページで情報検索の方法や資料の紹介を行うと同時に、毎週金曜日に発行しているメ

ールマガジンには「仕事に役立つ情報コーナー」を連載し、図書館が行う事業を中心に広報を行っている。

イ 仕事に役立つセミナー・講座の開催

鳥取県立図書館には、約 120 名収容できる大研修室と約 30 名収容できる小研修室があり、図書館事業のために活用されてきた。しかし、図書館単独で事業を計画し、365 日活用しようとしても限られた職員数・予算の中では難しい。当館では、図書館の事業方針に照らして、県立図書館の目指す情報提供と考えと同じくする関連機関と協力して、セミナー・講座を実施することとした。企画・講師依頼の部分は協力機関が行い、広報の部分を図書館の集客力を活用して実施する。互いに不足する部分を補い合って、倍以上の効果を上げようという発想である。ただし注意しなければならないのは、図書館は決してセミナー・講座を実施することが目的になつてはならないことである。利用者が求める情報を提供することが目的であつて、事業の実施に当たつては必ず、テーマに沿つた館所蔵の図書リストを作成・配布するとともに、極力開催場所に図書等を展示することを実践している。

<05 年度のビジネス支援事業 実績と予定>

◆アントレプレナー経営実務スクール（全 7 回）

開催日	内 容	参加者
10月 25 日	融資の受け方～お金の借り方・返し方～	
11月 8 日	得する支援制度と経営情報～図書館でビジネス情報を～	
11月 22 日	節税とキャッシュを残す経営～会社を元気にする節税対策～	
12月 13 日	経営者が知っておくべき法律～知らないでは済まされない～	
1月 17 日	債権回収の基礎知識～回収なくして売上なし～	
2月 14 日	発生！労務トラブル～問題社員の対処法～	
2月 28 日	新たな資金調達の手法～銀行に頼らない資金調達～	

◆セミナー・講座の実施例（抜粋。表の他に 15 回の講座・セミナーの実績あり）

開催日	テ ー マ	参加者
6月 19 日	県農林水産部経営支援課とのタイアップ 新規就農相談会	4 名
6月 20 日	(財) 鳥取県産業振興機構とのタイアップ 企業力強化セミナー&個別ミニ相談会	41 名
7月 2 日	鳥取商工会議所とのタイアップ 起業相談会	4 名
7月 8 日	県商工労働部産業技術センターとのタイアップ 中国地域産総研技術セミナー&交流会	79 名
8月 19 日	ジェトロ鳥取センターとのタイアップ 農産物・食品輸出セミナー&商談会	19 名
9月 8 日	鳥取商工会議所とのタイアップ 改正高齢者雇用促進法説明会	55 名
9月 9 日	県商工労働部経済政策課とのタイアップ 新分野進出企業化セミナー&パネル展	31 名
10月 28 日	鳥取県商工会連合会とのタイアップ 儲けを産出す社内やる気感動倍増システムの作り方	31 名
12月 10 日	(社) 発明協会とのタイアップ 第 1 回 特許相談会（以降毎月第二月曜日に開催）	3 名

ウ 「図書館をショールームに」 館内スペースを活用した展示

図書館は人が集まる場所である。この特性を活かして地域経済への貢献と図書の有効活用ができないかと考えて実践しているのが、館内スペースを利用した商品と図書の展示である。例えば、鳥取産の杉材を使用し、鳥取の家具工業組合が製作し、産業技術センターの技術が生かされた家具を館内のフロアに展示し、その横に家具・木材加工の本を展示するというような手法である。以降、服飾・和紙・水・グッドデザインなど様々なテーマで商品展示を行っている。その際、結果的に公共のスペースを民間企業の広報宣伝のために使用することになるため、周囲の納得が得られる形で実施しなければならないことに注意を要する。この課題を解決するためには、業界団体、商工労働部などとの日頃からの密接な連携が不可欠である。

実際の商品等が展示できない場合には、パネルの形で展示を行う場合もある。例えば、建設業者が新たな事業分野に進出し、成功した事例を紹介したパネルの展示などである。

◆展示の実施例（抜粋。表の他に 6 つのテーマによる展示の実績あり）

期 間	テマ
4月 4 日～4月 17 日	県商工労働部労働雇用課とのタイアップ 「現代の名工展」
8月 7 日～9月 10 日	鳥取県家具組合・鳥取県産業技術センターとのタイアップ 「自然が香る鳥取の家具」展示
10月 5 日～10月 30 日	県商工労働部経済政策課とのタイアップ 「鳥取発ファッショングランド」展示
10月 21 日～10月 23 日	(財) 鳥取県産業振興機構主催 とつとり産業技術フェア 2005 参加
11月 17 日	鳥取大学・鳥取県主催「产学研連携フェスティバル」参加
1月 11 日	鳥取商工会議所主催 ほんまちクラブ参加
1月 14 日～1月 29 日	「鳥取の和紙」展示
2月	鳥取環境大学とのタイアップ 「鳥取の名水」展示
2月～3月	鳥取県産業技術センターとのタイアップ 「鳥取県のグッドデザイン」展示

エ 市町村立図書館への普及啓発

県立図書館には、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」にも明記されているとおり、「調査・研究開発」という機能が求められている。それは、地域に根ざした新たな図書館サービスを施行し、その実践の効果、実践事例を市町村立図書館等に普及・啓発していくということであり、ビジネス支援もその一つだと考えている。県立図書館が実践した事例や構築した人脈を、ビジネス支援をやってみたいと意思表示した図書館に対し導入する。具体的には、県立図書館で開催した講座やパネル展示を他の図書館でも開催することである。各館は少しずつ実績を積み上げ、新たな人脈を構築する過程で、課題や取組むべき事業を見出し、各館独自のサービス計画の立案につなげていくことが可能となる。やりたいけど何処から手を出せばいいのか戸惑っている、そういう図書館にとってこの手法は有効である。鳥取県内では、倉吉市立、米子市立、南部町立、琴浦町立の各図書

館で取組みの事例が生まれている。また視点を変えて協力機関側から見た場合、複数の図書館が協力して一つの事業に取組むということが、如何に魅力的であるかということも忘れてはならない。一度製作したパネルは、一つの図書館で展示しても複数の図書館で展示しても費用は変わらない。セミナーの内容も一度検討してしまえば、容易に複数の場所での開催も可能になる。つまり、真剣に少ない経費で効果的な県民への情報提供をしようと考えている機関にとっては、図書館は強力なパートナーに成り得ると確信している。

才 高等学校図書館への普及啓発

鳥取県は04年度までに、全ての全日制高校に正規の司書職員を配置した。この恵まれた環境を生かしつつ、大きな社会問題となっている若年失業者やフリーターの増加、教育・雇用・職業訓練にも参加せず無職状態を続けるニートの問題に図書館として貢献できることはないかという視点に立って、高等学校図書館を活用したビジネス支援事業に取組んでいる。例えば、県産業技術センターの協力を得て、「鳥取の誇る技術」に関する巡回展示を行ったり、県立倉吉農業高等学校においては図書館司書のコーディネートによって、清酒の醸造に取組む生徒のために研究機関の職員が出前授業を実施するという事例も生まれている。高等学校における進路指導、職業訓練、情報教育等に高等学校の図書館と司書がいかに貢献できるのか、学校と県立図書館等が協力して様々な事例を積み上げることにより実践・提示していきたいと考えている。

4. 今後の課題

ビジネス支援事業は、人と情報が結びついた強力なネットワークが構築されてこそ実現可能なものである。そのために図書館職員は、館の内だけを向いて仕事をするのではなく、関連機関に自ら出かけ積極的に働きかけてこそ協力関係を構築することができる。自らの図書館の強みを見出し、地域の特色を分析し、柔軟な発想で事業を創造することが今、図書館員に強く求められている。鳥取県の図書館行政の特徴といえば、全日制高校への正規の司書職員配置、ハングル・ロシア語の話せる職員が常駐する環日本海交流室、県内のすべての大学・高専との相互利用協定の締結、学芸員を配置した郷土資料係などが挙げられ、この恵まれた条件を最大限有効に活用する視点で事業を考える必要がある。また、鳥取県の特徴として、例えば一次産業就業者比率／11.5%（全国7位、00年）女性就業率／51.9%（全国3位、00年）という統計がある。就農相談会を実施しているといつても、農業支援関連機関との連携はまだまだこれからで、女性の就業支援・子育て支援といった事業もほとんど実施していない。まだまだ取組むべき課題が多い。これまでに構築したネットワークを糧に進化する鳥取県立図書館として、更なるサービスの充実を図りたいと考えている。

～～～～～～～～～～～～～～「県庁内図書室」の新設について～～～～～～～～～～

05 年 10 月 28 日、鳥取県庁内に地方分権時代の県政の『知の拠点』として図書室が誕生した。地域の自立度を高めるため、職員自ら主体的に施策の企画立案を行う機会が増えていることなどから、職員の業務達成に有効な情報の収集・活用を支援・促進することを目的としている。また、普段から担当業務以外にも幅広い知識・情報を得ることによる、県職員としての基本的な資質の向上を促すことも目的の一つである。広さは約 50 m²、所蔵資料数約 550 点という非常に小規模なものであるが、隣接している県立図書館の蔵書約 80 万冊と図書館司書たちの熟練した能力との緊密な連携の下に運営されている。具体的な業務内容、設置・運営形態は以下のとおりである。

1 業務内容

- ① 職員が必要とする情報の提供（レファレンスサービス）
 - ・職員からの求めに応じて、政策形成等に必要な情報を調査、収集して提供する。
 - ・職員自らが情報収集を行うことができる環境を整備する。
- ② 職員に対する情報発信
 - ・県政の重要課題等に関するテーマ毎に図書リストを作成し、職員に発信する。
 - ・図書室においてテーマ毎に期間を定めて企画展示を実施する。現在は、『農業を未来へ』『∞（無限大）の自然エネルギー』『和紙の魅力』の 3 つのテーマで展示中。
 - ・職員への図書紹介、新刊図書等の情報提供を行う。
- ③ 職員の情報リテラシーの向上支援
 - ・職員の意識改革を図るための情報活用研修会を開催する。
 - ・図書やインターネット等による効果的な情報検索方法の指導・助言を行う。
- ④ 県庁内の資料の組織化（次年度以降に取組み予定）

2 設置・運営形態

- ① 室の設置—室内には県産杉材を使用した地元木工職人製作の書架、テーブル等を置き、リラックスした中で新しい着想や斬新なアイディアが浮かぶような空間を演出。図書館システム、府内 LAN 端末を各 1 台整備。
- ② 運営形態—開室時間は午前 8 時 30 分から午後 7 時まで（昼休憩を含む）。人員配置は担当司書 1 名を中心に、総務課職員数名でローテーション運営。

3 現在の状況・今後の展開

1 日の利用は平均して、入室者が 40~50 名、レファレンス申込 2~3 件。業務に必要な情報を収集するため、勤務時間中に訪れる職員も多い。同じ庁舎内に図書室があることで利用しやすい、気軽に聞けると受け止められているようであるが、利用はまだ一部の職員に止まっている。今までのレファレンス記録をまとめ、府内 LAN 上で公開する等の PR に努め、レファレンス・サービスの認知度を高めていきたい。来年度には、県職員を対象とした情報活用研修会を、自治研修所と県立図書館と連携して開催する予定である。

(資料11)

中核市における豊田市中央図書館の順位(平成25年度実績)

	所蔵資料点数	所蔵図書冊数 冊数	市民1人 当たりの 所蔵図書 冊数	貸出点数	市民1人 当たりの 貸出点数	資料購入費	市民1人当 たりの資料 購入費	貸出利用者数
1位	(1,724,107点)	豊田市 (1,692,584冊)	高槻市 (4.28冊)	宇都宮市 (4,447,624点)	高槻市 (8.73点)	(146,585,968円)	(412.0円)	(1,013,565人)
2位	(1,689,305点)	宇都宮市 高槻市 (1,523,767冊)	豊田市 (4.01冊)	豊田市 (3,654,869点)	豊田市 (8.67点)	(120,973,815円)	(315.4円)	(955,492人)
3位	(1,659,661点)	高槻市 (1,504,151冊)	旭川市 (3.49冊)	西宮市 (3,580,968点)	宇都宮市 (8.62点)	(112,020,367円)	(261.3円)	(953,084人)
4位	(1,474,033点)	船橋市 金沢市 (1,408,961冊)	船橋市 金沢市 (3.09冊)	金沢市 福山市 (2.93冊)	豊中市 西宮市 (3,351,601点)	(8.50点)	(107,225,960円)	(246.6円)
5位	(1,435,934点)	倉敷市 (1,313,943冊)	倉敷市 宇都宮市 (2.91冊)	高槻市 宇都宮市 (3.105,373点)	福山市 高知市 (3,105,373点)	(7.37点)	(102,348,425円)	(242.5円)
6位	(1,330,563点)	旭川市 (1,281,484冊)	姫路市 高松市 (2.82冊)	高松市 高知市 (2,943,754点)	福山市 倉敷市 (2,943,754点)	(7.01点)	(102,253,762円)	(222.4円)
7位	(1,316,163点)	高松市 (1,227,770冊)	高松市 久留米市 (2.78冊)	金沢市 岡崎市 (2,755,618点)	旭川市 岡崎市 (6.46点)	(6.79点)	(92,957,074円)	(217.1円)
8位	(1,314,870点)	姫路市 (1,218,164冊)	旭川市 倉敷市 (2.75冊)	高松市 船橋市 (2,638,895点)	高松市 高松市 (6.33点)	(87,123,000円)	(214.0円)	(839,637人)
9位	(1,305,151点)	高崎市 (1,080,161冊)	長崎市 (2.72冊)	船橋市 (2,533,965点)	高崎市 長崎市 (6.30点)	(84,520,166円)	(211.2円)	(731,709人)
10位	(1,145,056点)	視聴覚資料等を 含む	図書資料のみ	視聴覚資料等を 含む	平成24年度決算 額(視聴覚資料等 を含む)	(81,324,926円)	(206.8円)	(681,930人)
備考					貸出延べ人數			

*中核市：政令市を除く人口30万人以上の市で国の指定を受けた市 全国で43市 (ただし、調査時点では42市)

*旭川市調査より作成

(資料12)

中核市図書館貸出点数及び年間利用者数の推移(平成23年度～平成25年度)

市町村名	平成23年度			平成24年度			平成25年度			貸出点数(点)			年間利用者数(人)						
	①	平成23年度	②	増減率 ②/①	平成24年度	③	増減率 ③/②	平成25年度	④	増減率 ④/③	平成23年度	⑤	増減率 ⑤/④	平成24年度	⑥	増減率 ⑥/⑤	平成25年度	⑦	増減率 ⑦/⑥
旭川	2,585,310	2,468,014	-4.54%	2,370,927	-3.93%	539,019	509,401	-5.49%	491,521	-3.51%									
函館	1,645,795	1,585,638	-3.66%	1,081,571	-31.79%	428,363	387,153	-9.62%	260,644	-32.68%									
青森	1,145,314	1,132,955	-1.08%	1,150,896	1.58%	1,007,162	1,042,153	3.47%	587,727	-43.60%									
盛岡	802,274	787,298	-1.87%	762,361	-3.17%	267,434	254,273	-4.92%	238,938	-6.03%									
秋田	796,773	766,688	-3.78%	768,467	0.23%	235,453	211,779	-10.05%	211,637	-0.07%									
郡山	891,804	1,213,274	36.05%	1,186,814	-2.18%	231,371	329,187	42.28%	332,585	1.03%									
いわき	1,444,576	1,550,191	7.31%	1,683,529	8.60%	354,020	370,726	4.72%	356,037	-3.96%									
宇都宮	4,566,016	4,636,568	1.55%	4,447,624	-4.08%	892,889	910,210	1.94%	871,760	-4.22%									
前橋	2,305,605	2,186,931	-5.15%	2,062,456	-5.69%	483,552	465,061	-3.82%	439,414	-5.51%									
高崎	2,519,379	2,411,938	-4.26%	2,368,989	-1.78%	649,500	618,633	-4.75%	579,351	-6.35%									
川越	1,948,284	1,920,055	-1.45%	1,815,883	-5.43%	577,137	563,864	-2.30%	530,715	-5.88%									
船橋	2,507,522	2,544,295	1.47%	2,533,965	-0.41%	924,102	718,941	-22.20%	955,492	32.90%									
柏	2,413,615	2,314,440	-4.11%	2,178,100	-5.89%	651,371	642,547	-1.35%	612,472	-6.68%									
横須賀	1,628,990	1,602,736	-1.61%	1,584,482	-1.14%	517,608	508,564	-1.75%	513,577	0.99%									
長野	1,731,304	1,668,129	-3.65%	1,591,717	-4.58%	364,332	350,273	-3.86%	336,700	-3.87%									
富山	1,951,756	1,865,881	-4.40%	1,881,788	0.85%	1,135,458	1,063,350	-6.35%	635,000	-5.00%	統計なし								
金沢	2,750,698	2,820,128	2.52%	2,755,618	-2.29%	658,420	671,843	2.04%	659,148	-1.89%									
岐阜	1,421,753	1,372,648	-3.45%	1,318,166	-3.97%	365,910	353,597	-3.37%	342,025	-3.27%									
豊田	3,977,490	3,757,347	-5.53%	3,654,869	-2.73%	842,185	802,362	-4.73%	773,121	-3.64%									
豊橋	1,878,704	1,827,881	-2.71%	1,719,401	-5.93%	401,072	394,113	-1.74%	385,884	-2.09%									
岡崎	2,756,530	2,591,161	-6.00%	2,449,705	-5.46%	575,586	568,551	-1.22%	548,940	-3.45%									
大津	1,634,661	1,664,500	1.83%	1,743,474	4.74%	396,124	400,244	1.04%	500,553	25.06%									
高槻	3,152,486	3,084,287	-2.16%	3,105,373	0.68%	925,232	918,973	-0.68%	953,084	3.71%									
東大阪	1,999,730	1,960,496	-1.96%	1,963,940	0.18%	425,863	425,487	-0.09%	443,256	4.18%									
姫路	2,627,673	2,602,343	-0.96%	2,527,955	-2.86%	761,966	751,532	-1.37%	731,709	-2.64%									
西宮	3,754,121	3,721,862	-0.86%	3,580,968	-3.79%	901,986	955,105	5.89%	925,844	-3.06%									
尼崎	1,570,593	1,487,900	-5.27%	1,397,127	-6.10%	404,287	392,952	-2.80%	367,810	-6.40%									
奈良	1,278,984	1,270,364	-0.67%	1,232,245	-3.00%	407,227	389,804	-4.28%	381,237	-2.20%									
和歌山	790,577	741,753	-6.18%	691,775	-6.74%	172,793	130,848	-24.27%	153,795	17.54%									
倉敷	3,015,518	2,985,910	-0.98%	2,943,754	-1.41%	537,451	668,496	24.38%	652,972	-2.32%									
福山	3,422,865	3,342,495	-2.35%	3,305,722	-1.10%	846,032	836,787	-1.09%	839,637	0.34%									
下関	1,588,011	1,579,476	-0.54%	1,604,822	1.60%	395,020	391,567	-0.87%	389,266	-0.59%									
高松	3,034,407	2,811,560	-7.34%	2,638,895	-6.14%	617,789	584,654	-5.36%	553,107	-5.40%									

市町村名	貸出点数(点)			年間利用者数(人)						
	平成23年度 ①	平成24年度 ②	増減率 ②/①	平成25年度 ③	増減率 ③/②	平成23年度 ①	平成24年度 ②	増減率 ②/①	平成25年度 ③	増減率 ③/②
松山	1,824,978	1,808,540	-0.90%	1,779,161	-1.62%	575,291	675,974	17.50%	544,662	-19.43%
高知	1,844,591	1,734,701	-5.96%	1,731,829	-0.17%	419,490	403,257	-3.87%	407,402	1.03%
久留米	1,626,619	1,587,768	-2.39%	1,906,672	20.09%	376,985	371,443	-1.47%	450,084	21.17%
長崎	2,265,423	2,218,817	-2.06%	2,107,641	-5.01%	689,126	683,295	-0.85%	681,930	-0.20%
大分	872,011	759,040	-12.96%	1,171,794	54.38%	655,729	227,251	-65.34%	1,013,565	346.01%
宮崎	586,010	685,187	16.92%	639,594	-6.65%	171,096	158,425	-7.41%	149,363	-5.72%
鹿児島	1,794,545	1,941,589	8.19%	1,910,643	-1.59%	495,407	428,220	-13.56%	422,594	-1.31%
平均	2,058,832	2,025,320	-1.63%	1,983,768	-2.05%	556,921	538,272	-3.35%	527,937	-1.92%
各年度1年間の貸出者延数										
図書の他、雑誌・視聴覚資料CD・ビデオ等含む										

* 旭川市が毎年度実施している「図書館統計調査」を基に豊田市中央図書館が作成。なお、平成24年度以降に中核市に移行した豊中市、那霸市、枚方市、及び政令市に移行した熊本市は除外した。

(資料13) 豊田市中央図書館の基礎的データの推移

年度	人口(人)	正規職員数(内司書)(人)	登録者数(人)	総経費(円)	図書購入費(円)	図書資料購入点数(冊)	蔵書点数(点)	入館者数(人)	貸出利用者数(人)	貸出点数(点)	人口1人当たり貸出点数(点)
20	422,865	24(10)	273,843	686,051,672	210,097,904	114,996	1,574,591	913,864	863,320	4,106,780	9.70
21	422,960	24(9)	285,280	556,257,813	101,670,742	55,929	1,608,936	883,842	885,791	4,196,391	9.92
22	422,506	24(9)	294,522	536,572,925	94,086,103	53,498	1,638,870	857,411	858,226	4,088,792	9.68
23	422,830	23(6)	306,312	524,794,178	88,784,893	53,407	1,667,751	820,752	855,622	4,017,888	9.50
24	422,010	23(4)	315,783	502,070,819	89,218,440	55,920	1,691,604	835,800	802,362	3,757,347	8.90
25	421,633	22(3)	324,430	478,362,055	88,647,935	54,161	1,724,107	918,701	773,121	3,654,869	8.67

* こども図書室、ネットワーク館を含む。

* 人口は次年度4月1日現在、正規職員数は当該年度4月1日現在、登録者数・蔵書点数は当該年度末時点の数、総経費・図書購入費・図書購入点数・入館者数・貸出利用者数は当該年度実績、人口1人当たり貸出点数は当該年度の貸出点数を次年度4月1日現在の人口で除したもの

* 入館者数については、資料の表からは増加に転じているよう見えますが、これは平成24年度に入館者カウントシステムの入れ替えを行い、カウント精度が向上したためと考えられる。

(資料14) 豊田市中央図書館の運営体制及び特徴

所在地	西町1丁目200番地 (豊田参合館3F~7F)	中央図書館 こども図書室	高橋町3丁目100番地 (高橋交流館隣)	こども図書室 ネットワーク館(30館) (ミニティーセンター・交流館図書室)
位置付け	本館	中央図書館の分館	(27館)	各ミニティーセンター(3館)、交流館付属図書室
運営体制	直営・一部業務委託 委託業務：窓口業務、中央館とネットワーク館の間の図書資料搬送業務、施設・設備保守管理業務、警備業務、清掃業務 *このほか、多くのボランティアが図書館の事業に関わっている。 (H26.4.1現在実人数405名)	直営(ボランティアとの共働運営) *こども図書室ボランティア H26.4.1現在実人数133名 (左記405名に含まれる。)	各ミニティーセンター等により設置されたミニティーセンターの図書室。図書館は図書資料の整備、貸出返却及びそれに関する規定整備のみ所管	図書館条例上の図書館ではなく、ミニティーセンターの図書室。図書館は図書資料の整備、貸出返却及びそれに関する規定整備のみ所管
職員数 (H26.4.1現在)	正規職員：22名(内2名産休・育休) 特別任用職員(再任用)：1名(育休代替) " (一般・フルタイム) : 20名 (内1名産休代替) " (一般・週3) : 28名 " (司書・フルタイム) : 3名 委託職員：土日祝日・夏休 18人工 (窓口) 春冬休 14人工 その他平日 13人工	特別任用職員(再任用)：1名(室長) " (一般・週2・6H) : 6名	文化振興財団(生涯学習課) 高橋コミセン：ホーメックス(株)(高橋支所) 高岡コミセン：アケティオ(株)(高岡支所) 西部コミセン：(株)豊田ほっとかん (生涯学習課)	指定管理者による管理運営 交流館：文化振興財団(生涯学習課) 高橋コミセン：ホーメックス(株)(高橋支所) 高岡コミセン：アケティオ(株)(高岡支所) 西部コミセン：(株)豊田ほっとかん (生涯学習課)
特徴	駅前に立地し、中核市の中でも規模が大きく、この地域では愛知県立図書館に次ぐ中核的図書館。多くのボランティアの協力の下で事業が実施されている。自動車関連資料、障がい者用資料が充実している。	絵本、児童書専門の図書室で条例上分館の位置付け。ボランティアとの共働で運営され、アットホームな雰囲気で、子供連れで気兼ねなく利用できると利用者からの評価が高い。利用者は増加傾向にあり、平成25年度の教育委員会事業点検評価においても充実させる方向が打ち出された。	広い市域をカバーするための市民にとって身近な図書館。中央図書館とネットワーク館を配達便で結ぶことにより「どこでも借りられ、どこでも返却」が実現しており、中央図書館の図書資料を地域の交流館等で借りることができます。	

(資料15)

年代別貸出点数・人口の推移

区分		22年度	増減	23年度	増減	24年度	増減	25年度	増減	26年度	H22-H26 増減	H22/H26 増減%
0～9	貸出点数	70,858	-375	70,483	-4,162	66,321	-8,871	57,450	-2,739	54,711	-16,147	-22.8%
0～9	人口	43,012	-313	42,699	-419	42,280	-590	41,690	-572	41,118	-1,894	-4.4%
10～19	貸出点数	94,190	-9,713	84,477	-2,875	81,602	-3,645	77,957	-6,849	71,108	-23,082	-24.5%
10～19	人口	44,057	-362	43,695	114	43,809	5	43,814	-34	43,780	-277	-0.6%
20～29	貸出点数	127,708	-13,061	114,647	-16,494	98,153	-17,038	81,115	-9,171	71,944	-55,764	-43.7%
20～29	人口	62,244	-1,983	60,261	-1,791	58,470	-1,629	56,841	-1,765	55,076	-7,168	-11.5%
30～39	貸出点数	253,655	-31,707	221,948	-22,680	199,268	-26,984	172,284	-19,269	153,015	-100,640	-39.7%
30～39	人口	68,449	-1,177	67,272	-1,671	65,601	-2,303	63,298	-1,830	61,468	-6,981	-10.2%
40～49	貸出点数	205,236	-724	204,512	-414	204,098	-8,234	195,864	-14,233	181,631	-23,605	-11.5%
40～49	人口	55,183	1,459	56,642	2,099	58,741	1,748	60,489	1,755	62,244	7,061	12.8%
50～59	貸出点数	120,215	-3,529	116,686	-3,606	113,080	-3,657	109,423	-5,543	103,880	-16,335	-13.6%
50～59	人口	50,767	-1,638	49,129	-979	48,150	-485	47,665	-72	47,593	-3,174	-6.3%
60～69	貸出点数	117,243	1,107	118,350	6,373	124,723	-3,156	121,567	-531	121,036	3,793	3.2%
60～69	人口	54,711	1,128	55,839	249	56,088	-113	55,975	-435	55,540	829	1.5%
70～79	貸出点数	35,345	3,425	38,770	1,796	40,566	7,219	47,785	2,558	50,343	14,998	42.4%
70～79	人口	28,604	1,733	30,337	2,014	32,351	1,701	34,052	1,895	35,947	7,343	25.7%
80～	貸出点数	6,141	432	6,573	1,479	8,052	-197	7,855	-225	7,630	1,489	24.2%
80～	人口	15,933	699	16,632	708	17,340	846	18,186	681	18,867	2,934	18.4%
合計	貸出点数	1,030,591	-54,145	976,446	-40,583	935,863	-64,563	871,300	-56,002	815,298	-215,293	-20.9%
合計	人口	422,960	-454	422,506	324	422,830	-820	422,010	-377	421,633	-1,327	-0.3%

＊中央館における各年度上半期（4月～9月）の貸出点数の推移

＊人口は各年度4月1日現在